

第3期 常総市地域福祉計画

健やかで 幸せを分かち合うまち
～ ひとりの暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう ～



令和2年3月
常総市

(表紙裏)

■ 言葉の表記について

本計画において、
「障害者」等の「害」の字の表記について、ひらがなで表記します。ただし、国の法令や地方自治体の条例・規則、施設等の固有名詞については「害」の字を使用します。
「社会福祉協議会」を「社協」と表記している場合があります。

ごあいさつ



今日、少子化や高齢化、核家族化のさらなる進行により、家族の在り方が変化し、地域住民相互の社会的つながりも希薄化するなか、人と人との相互扶助機能が弱体化しつつあります。

また、高齢者や子ども、経済的に不安を抱える方々などに関する地域住民が抱える福祉課題は、年々複雑多様化するとともに、増加傾向にあります。

災害に関しては、未曾有の大災害であった「東日本大震災」による被害、そして、市域の3分の1が浸水する甚大な被害が発生した「平成27年関東・東北豪雨」は地域社会における人と人とのつながり、そして地域の絆の重要性を見つめ直す大きな転機となりました。

本市では、平成27年度に『第2期常総市地域福祉計画』を策定し、地域福祉活動の充実に努めてきましたが、令和元年度をもって5年間の計画期間が完了することから、『第3期常総市地域福祉計画』を策定しました。

本計画は、市の総合計画である『じょうそう未来創生プラン』を上位計画として、その理念である「みんなでつくる しあわせのまち じょうそう ～あの人がいるから このまちがすき～」を継承し、また、平成30年4月に社会福祉法が改正され、個別の福祉分野の各計画の上位計画として位置付けられたことから、各計画との整合を図り、市民一人ひとりが福祉の問題を「我が事」として捉え、縦割りでない「丸ごと」の地域づくりを進めていくため、多くの機関や組織、団体等が課題を共有し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するものです。

最後に、計画を策定するに当たり、ご尽力、ご協力いただきました常総市地域福祉計画策定委員の皆様や、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました市民・関係団体・ボランティアの皆様に、厚く感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

常総市長
神尾 岳彦

(挨拶裏)

目次

第1章 計画策定にあたって

| | | |
|-----|----------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| (1) | 計画の背景と考え方 | 1 |
| (2) | 計画の位置づけ | 3 |
| (3) | 計画の期間 | 3 |
| 2 | 計画の策定体制 | 4 |
| (1) | 地域福祉計画策定委員会の開催 | 4 |
| (2) | 市民参加の体制 | 4 |

第2章 地域福祉の現状と課題

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 人口等の現状 | 5 |
| (1) | 総人口と世帯の推移 | 5 |
| (2) | 年齢別人口構成 | 6 |
| (3) | 年齢3区分別人口の推移 | 7 |
| (4) | 人口動態の推移 | 8 |
| (5) | 児童・生徒数等の状況 | 9 |
| (6) | 高齢者の状況 | 10 |
| (7) | 障がい者の状況 | 11 |
| (8) | 生活保護の状況 | 11 |
| (9) | 在留外国人の状況 | 12 |
| 2 | 地域福祉の担い手の状況 | 13 |
| (1) | 市民の状況 | 14 |
| ① | 近所付き合い | 14 |
| ② | 相談状況 | 16 |
| ③ | 福祉に対する意識や評価 | 17 |
| (2) | 民生委員・児童委員の状況 | 20 |
| ① | 民生委員・児童委員の意識 | 20 |
| ② | 地域で気になることなど | 21 |
| ③ | 要支援者等への対応 | 22 |
| ④ | 民生委員・児童委員の認知度 | 24 |
| (3) | 自治区長の状況 | 26 |
| ① | 地域で気になることなど | 26 |
| ② | 要支援者等への対応 | 27 |
| (4) | 常総市介護予防推進員の状況 | 30 |
| ① | 常総市介護予防推進員のプロフィール | 30 |
| ② | 活動状況 | 31 |
| ③ | 要支援者等への対応 | 32 |
| (5) | ボランティア団体の状況 | 34 |
| ① | 回答いただいた団体等 | 34 |
| ② | 活動状況 | 34 |
| 3 | 社会福祉協議会の活動 | 36 |
| (1) | 社会福祉協議会の主な活動内容 | 36 |
| (2) | 社会福祉協議会への市民の意識 | 38 |
| ① | 市民アンケート調査 | 38 |
| ② | 自治区長アンケート | 39 |
| 4 | 第2期常総市地域福祉計画 重点事業の実施状況 | 40 |

| | | |
|-----------------------|-------------------------|----|
| 5 | 本市における地域福祉の課題 | 44 |
| | (1) 課題設定の考え方 | 44 |
| | (2) 第3期常総市地域福祉計画の課題 | 46 |
| 第3章 基本理念・基本目標 | | |
| 1 | 基本理念 | 47 |
| 2 | 重点目標・基本目標 | 49 |
| 3 | 地域共生社会の実現に向けたまちづくり《重点》 | 50 |
| | (1) 身近な地域を基礎とした福祉の地域づくり | 50 |
| | (2) 身近な地域の拠点（小さな拠点）づくり | 52 |
| 第4章 計画の取り組み内容 | | |
| | 『基本目標1』ためになる福祉のまち | |
| | (1) 適切かつ総合的な福祉情報の提供 | 54 |
| | (2) 親しみやすい相談業務の実施 | 56 |
| | (3) 福祉サービス利用援助事業等の実施 | 59 |
| | 『基本目標2』たよりになる福祉のまち | |
| | (1) 地域福祉推進機関の充実 | 62 |
| | (2) 地域福祉事業の計画的推進 | 64 |
| | (3) 地域包括ケアマネジメントの充実 | 66 |
| | (4) 福祉サービスの質の向上 | 69 |
| | 『基本目標3』たすけあう福祉のまち | |
| | (1) 安心・安全・共生のまちづくり | 72 |
| | (2) 避難行動要支援者支援対策 | 75 |
| | (3) 虐待防止・人権擁護 | 77 |
| | (4) ボランティア活動の振興 | 79 |
| | (5) 地域福祉の担い手づくり | 81 |
| 第5章 計画の推進と目標指標 | | |
| 1 | 計画の推進 | 83 |
| | (1) 地域福祉意識の普及・啓発 | 83 |
| | (2) 市民協働による計画の推進 | 83 |
| | (3) 計画の点検・評価 | 84 |
| 2 | 目標指標 | 85 |
| | 資料編 | 87 |

◇◆ 第1章 ◆◇
計画策定にあたって

(中扉裏)

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景と考え方

現在、日本社会が抱える課題として、従来の高齢者、障がい者、生活困窮者、児童福祉といった縦割りの支援だけでは課題解決が困難になってきており、多様な組み合わせで「課題が複合化」していることが指摘されています。このような市民の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、市民が支え合い一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会※」の実現に向けた取り組みが求められています。

国は、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生実現本部」を設置し、「地域力強化検討会」において地域共生社会の実現に向けた具体的な検討を開始しました。平成29年9月の「中間とりまとめ」では、地域づくりの取り組みの方向性として「自分や家族が暮らしたい地域を考える」「地域で困っている課題を解決したい」「一人の課題から」が提起されています。

また、国は社会福祉法を改正(平成30年4月施行)し、地域福祉の理念として複合的な地域生活課題について、市民や福祉関係者が連携して解決することとし、この理念を実現するため、市が包括的な支援体制づくりに努めることとしました。特に、包括的な支援体制の整備にあたっては、市民の身近な圏域で、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関が連携して対応することなどが規定されています。また、地域福祉計画を福祉の各分野における共通事項を定める上位計画と位置づけました。

このように、地域における福祉課題の「複合化や深刻化」とともに、近年の地域福祉をめぐる国の政策は大きく変化しており、市としての的確な対応が求められています。

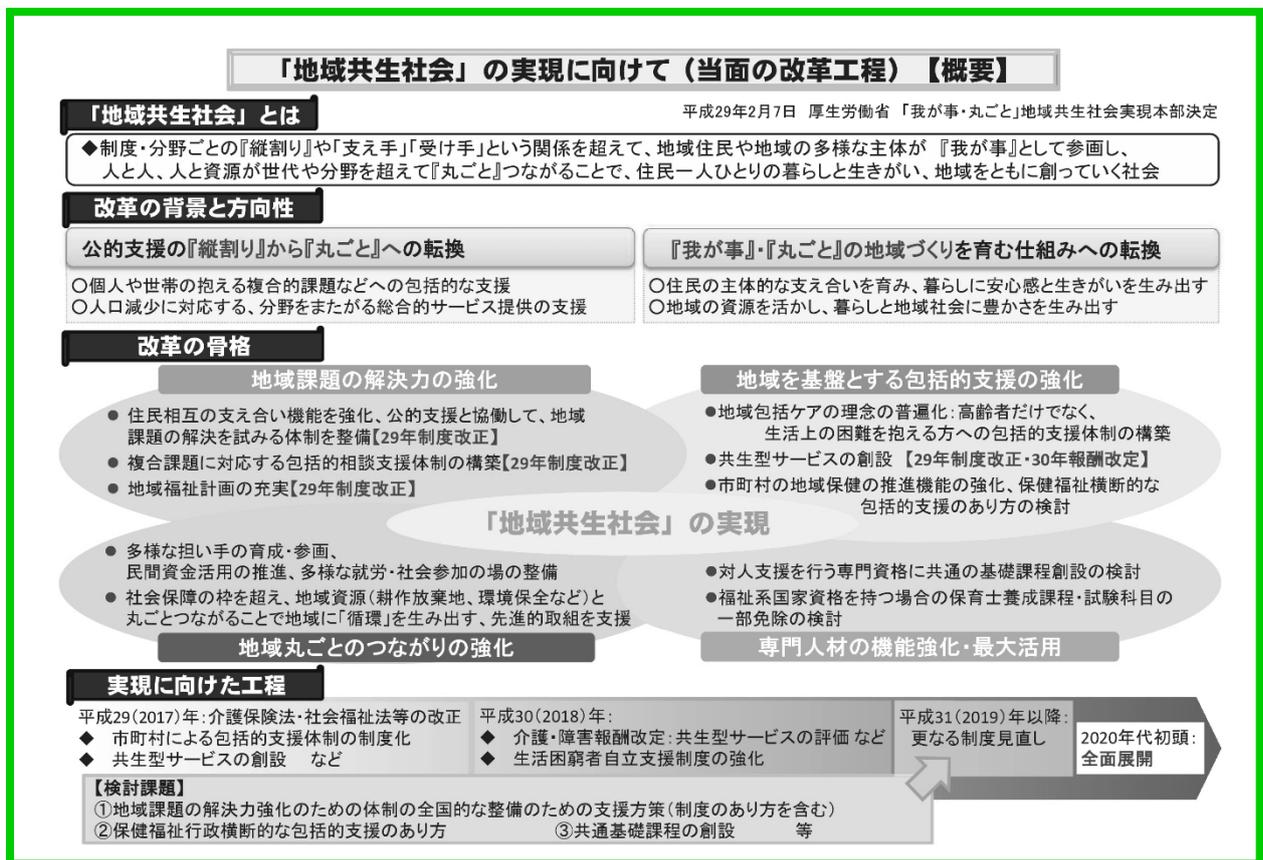
本市は、平成27年度に「第2期常総市地域福祉計画」を策定し、地域福祉活動の充実に努めてきました。この計画が令和元年度をもって計画期間が完了することから、「第3期常総市地域福祉計画」を策定し、市民一人ひとりが福祉の問題を「我が事」のこととして捉え、縦割りでない「丸ごと」の地域づくりを進めていくため、多くの機関や組織、団体等が課題を共有し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

取り組みに当たっては、まちづくりに関係する多くの機関や組織、団体等と連携・協働しながら、“困難があっても、地域で安心して暮らせる社会”の実現を目指していくことが大切です。

そのためには、地域において難しい課題が重なり複合化している現状を市民が共有し、地域の福祉課題を「我が事」として捉え、その解決に向けて包括的に受け止める「丸ごと」の支援体制を構築していく必要があります。

特に、多くの機関の協働による包括的な支援体制の仕組みづくりと、市民の主体的な取り組みの充実を図る中で、新たな時代に対応した福祉のまちづくり、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。

◆「地域共生社会」の実現に向けて



出典：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生本部

※「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

「地域共生社会の実現に向けて」厚生労働省より

2 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画策定委員会の開催

社会福祉団体や施設等の従事者及び学識経験者等、市民代表からなる「地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

(2) 市民参加の体制

○アンケート調査の実施

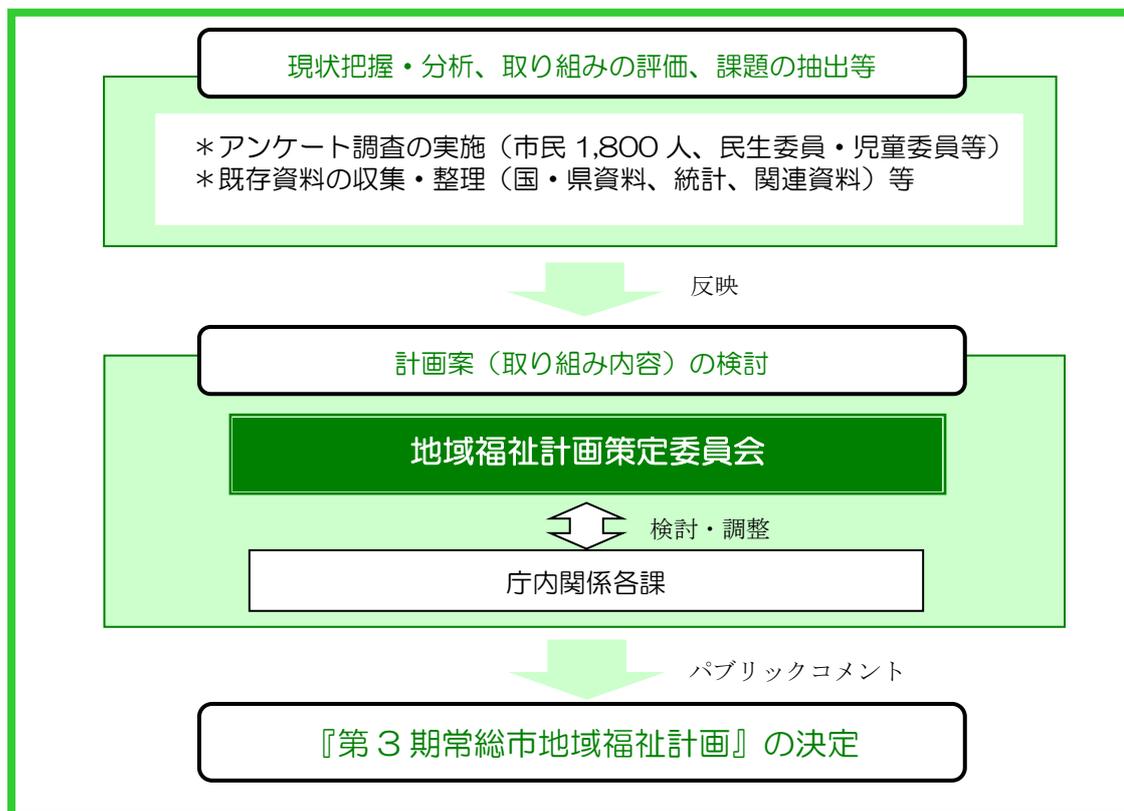
基礎データを得るために市民1,800人を対象にアンケート調査を実施し、地域の福祉課題及び市民ニーズを把握しました。

また、民生委員・児童委員、自治区長、常総市介護予防推進員、ボランティア団体に対するアンケート調査を実施しました。

○パブリックコメントの実施

計画案を広く市民の皆さんにお知らせするとともに、意見の募集を行うパブリックコメントを実施し、計画内容に反映させました。

◆計画策定のイメージ



◇◆ 第2章 ◆◇
地域福祉の現状と課題

(中扉裏)

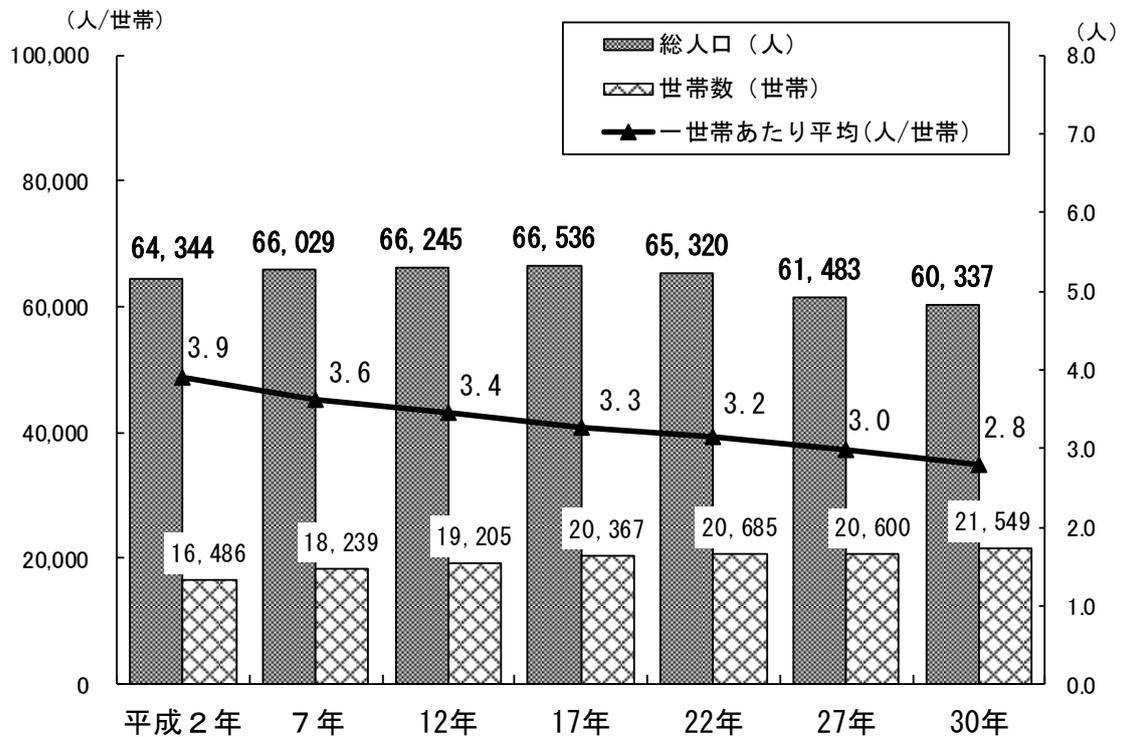
1 人口等の現状

(1) 総人口と世帯の推移

総人口は、常総市が合併により誕生する直前の平成17年当時は66,536人でしたが、その後減少傾向となり、平成30年は60,337人となっています。

その一方で、世帯数は増加傾向です。一世帯あたり平均の人数は、平成30年は2.8人となっています。

◆ 総人口と世帯の推移



※平成17年までのデータは、旧水海道市、旧石下町の数値の合算値

資料：国勢調査

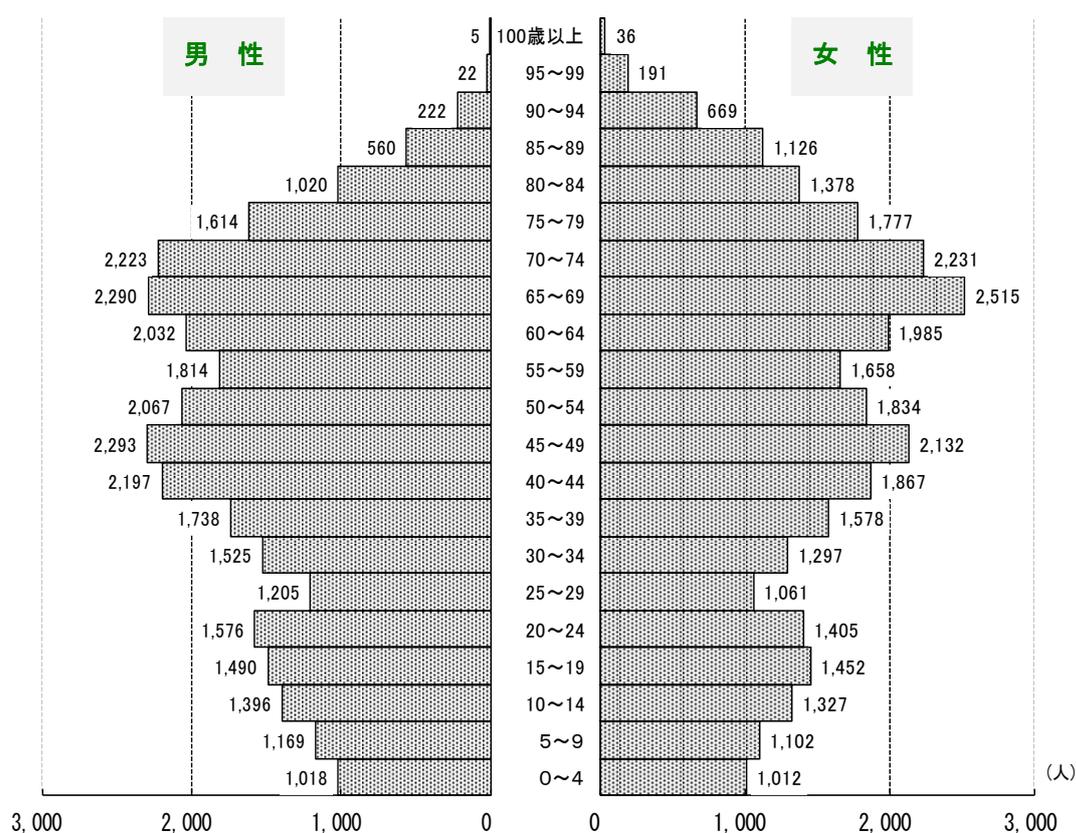
平成30年は常住人口調査

(2) 年齢別人口構成

年齢別人口構成をみると、男女とも65～74歳が比較的多くなっています。その一方で、25～29歳の人口が比較的少ない状況です。

今後、より高齢化が進行していくことが予測されます。

◆年齢別人口構成

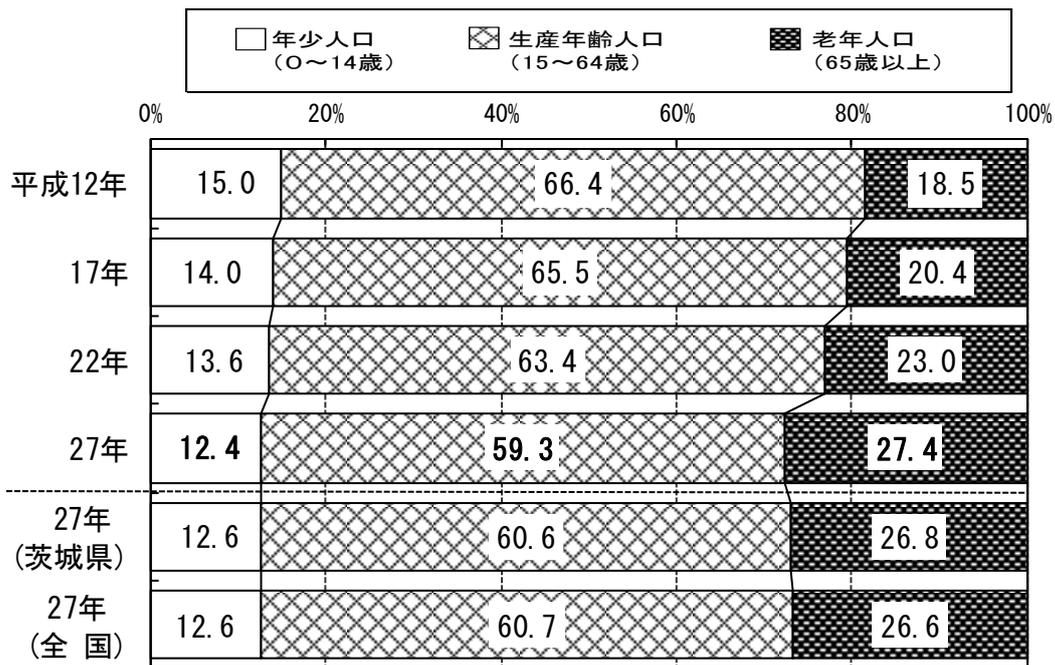


資料：常住人口調査（令和元年10月1日現在）
年齢不詳を除く

(3) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口の割合は増加しており、平成27年の老年人口割合は27.4%です。本市は、茨城県や全国と比べて年少人口の割合がやや低く、老年人口の割合がやや高いことが分かります。

◆ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

◆ 年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

| | | 平成12年 | 17年 | 22年 | 27年 | 増減 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 総数 | | 66,245 | 66,536 | 65,320 | 61,483 | △ 4,762 |
| 人口 | 15歳未満 | 9,905 | 9,340 | 8,873 | 7,633 | △ 2,272 |
| | 15~64歳 | 43,998 | 43,577 | 41,425 | 36,451 | △ 7,547 |
| | 65歳以上 | 12,283 | 13,603 | 15,021 | 16,860 | 4,577 |
| 割合 (%) | 15歳未満 | 15.0 | 14.0 | 13.6 | 12.4 | △ 2.5 |
| | 15~64歳 | 66.4 | 65.5 | 63.4 | 59.3 | △ 7.1 |
| | 65歳以上 | 18.5 | 20.4 | 23.0 | 27.4 | 8.9 |
| 高齢化率・県 (%) | | 16.6 | 19.4 | 22.5 | 26.8 | 10.2 |
| 高齢化率・国 (%) | | 17.4 | 20.2 | 23.0 | 26.6 | 9.2 |

資料：国勢調査

注1：人口総数には年齢不詳を含むため、年齢区分人口の合計は、人口総数と一致しない。

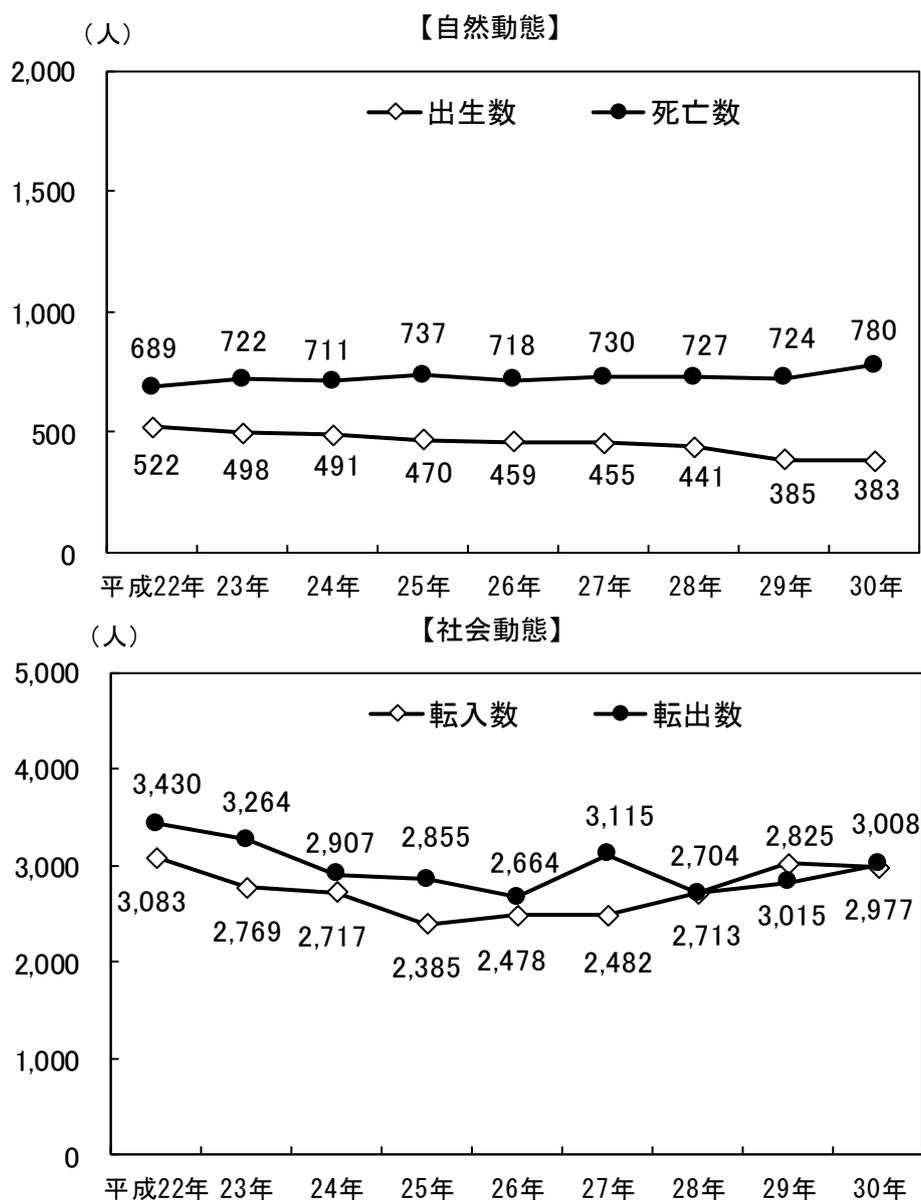
注2：増減は、平成27年の平成12年に対する数。

(4) 人口動態の推移

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を大きく上回っており、その差は広がっています。

また、社会動態の推移をみると、近年は、転入数と転出数とも3,000人前後で推移しており、転入数と転出数の差は狭まっています。

◆人口動態の推移



資料：常住人口調査

(5) 児童・生徒数等の状況

◆ 保育所・認定こども園児童数の状況 (単位：人)

保育所・認定こども園児童数の推移をみると、令和元年5月現在、保育所が760人、認定こども園が1号321人、2・3号が273人で、近年は減少傾向です。

また、令和元年5月現在、小学校児童数は3,111人、中学校生徒数は1,692人となっています。

| 項目 | 保育所 | 認定こども園 | |
|-------|----------|----------|----------|
| | | 1号 | 2・3号 |
| 平成26年 | 941 (19) | — | — |
| 平成27年 | 899 (13) | 383 (69) | 144 (25) |
| 平成28年 | 865 (23) | 363 (81) | 184 (21) |
| 平成29年 | 861 (17) | 364 (87) | 178 (10) |
| 平成30年 | 845 (13) | 340 (73) | 175 (12) |
| 令和元年 | 760 (12) | 321 (64) | 273 (8) |

資料：こども課

注1：保育所は各年4月1日現在、認定こども園は各年5月1日現在

注2：児童数の（）は管外受託児童

認定こども園【1号】3歳以上：保育の必要性なし

【2号】3歳以上：保育の必要性あり

【3号】0～2歳：保育の必要性あり

◆ 幼稚園、小学校、中学校の状況

(単位：人)

| 項目 | 幼稚園 | | 小学校 | | 中学校 | |
|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| | 組数 | 園児数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 生徒数 |
| 平成26年 | 45 | 875 | 164 | 3,438 | 62 | 1,735 |
| 平成27年 | 24 | 406 | 165 | 3,402 | 64 | 1,751 |
| 平成28年 | 22 | 368 | 161 | 3,362 | 63 | 1,711 |
| 平成29年 | 24 | 371 | 162 | 3,252 | 66 | 1,739 |
| 平成30年 | 23 | 339 | 163 | 3,207 | 66 | 1,680 |
| 令和元年 | 20 | 317 | 159 | 3,111 | 66 | 1,692 |

資料：学校教育課

注：各年5月1日現在

(6) 高齢者の状況

ひとり暮らし高齢者の状況をみると、平成31年4月現在、2,454人で一貫して増加しています。

また、介護保険要介護（要支援）認定者の状況をみると、被保険者の増加に伴って、要介護認定者が増加傾向にあります。

◆ひとり暮らし高齢者の状況（単位：人）

| 項目 | ひとり暮らし 高齢者 |
|-------|---------------|
| 平成26年 | 1,665 |
| 平成27年 | 1,793 |
| 平成28年 | 1,895 |
| 平成29年 | — |
| 平成30年 | 1,991 |
| 平成31年 | 2,454 |

資料：幸せ長寿課
注：各年4月1日現在

◆介護保険要介護（要支援）認定者の状況

（単位：人）

| 項目 | 被保険者 | 要介護区分 | | | | | | | |
|-------|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 総数 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 平成26年 | 16,791 | 2,565 | 122 | 207 | 512 | 556 | 522 | 356 | 290 |
| 平成27年 | 17,157 | 2,674 | 142 | 195 | 600 | 590 | 497 | 391 | 259 |
| 平成28年 | 17,506 | 2,801 | 200 | 210 | 606 | 652 | 472 | 387 | 274 |
| 平成29年 | 17,888 | 2,843 | 186 | 203 | 624 | 622 | 483 | 425 | 300 |
| 平成30年 | 18,048 | 2,881 | 232 | 234 | 632 | 608 | 445 | 417 | 313 |

資料：幸せ長寿課
注：被保険者は賦課期日現在人数、要介護区分は4月分人数（年度末）

(7) 障がい者の状況

◆身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 所持者の状況 (単位：人)

障害者手帳所持者をみると、平成30年度現在、身体障害者手帳所持者が1,962人、療育手帳所持者が505人、精神保健福祉手帳所持者が341人となっています。

| 項目 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神保健福祉手帳 |
|--------|---------|------|----------|
| 平成26年度 | 2,073 | 442 | 290 |
| 平成27年度 | 2,115 | 458 | 327 |
| 平成28年度 | 2,127 | 472 | 324 |
| 平成29年度 | 2,062 | 490 | 343 |
| 平成30年度 | 1,962 | 505 | 341 |

資料：社会福祉課
注：各年度3月31日現在

(8) 生活保護の状況

生活保護世帯の状況をみると、近年は300世帯ほどで推移しており、平成31年4月現在、被保護者は365人となっています。

茨城県と全国の保護率を比較すると、本市は、特に低い割合で推移しています。

◆生活保護の状況 (単位：人、%)

| 項目 | 被保護世帯 (世帯) | 被保護者 (人) | 保護率 | 保護率 (茨城県) | 保護率 (全国) |
|-------|---------------|-------------|------|--------------|-------------|
| 平成26年 | 335 | 417 | 6.6% | 8.9% | 17.0% |
| 平成27年 | 323 | 395 | 6.3% | 9.0% | 17.1% |
| 平成28年 | 291 | 353 | 5.8% | 9.2% | 17.1% |
| 平成29年 | 301 | 371 | 5.9% | 9.4% | 16.9% |
| 平成30年 | 294 | 342 | 5.6% | 9.6% | 16.7% |
| 平成31年 | 318 | 365 | 6.1% | 9.8% | 16.5% |

資料：社会福祉課

注1：各年4月1日現在。市の保護率は4月1日現在の住民基本台帳人口により算出。

注2：保護率は本表作成時の直近の公表値

注3：保護停止中の世帯を含む。

注4：‰は「パーミル」。人口1,000人当たりの生活保護受給者数。

(9) 在留外国人の状況

本市の在留外国人数は平成30年12月で、5,171人で、国籍・地域別ではブラジルやフィリピン、ベトナムなどが多くなっています。また、全人口に占める割合は8.6%と茨城県で1位の割合となっています。

◆国籍・地域別在留外国人数

(単位：人)

| 総数 | 中国 | 韓国 | ベトナム | フィリピン | ブラジル | ネパール | 台湾 | 米国 | その他 |
|-------|-----|----|------|-------|-------|------|----|----|-------|
| 5,171 | 254 | 70 | 413 | 1,216 | 2,049 | 55 | 30 | 6 | 1,078 |

資料：法務省「在留外国人統計」/平成30年12月末現在

◆総人口占める在留外国人の割合

(単位：人)

| | 在留外国人数 | 対前年増減比 | 人口構成比 |
|-----|--------|--------|-------|
| 常総市 | 5,171 | 5.1% | 8.6% |
| 茨城県 | 66,321 | 4.5% | 2.3% |

資料：法務省「在留外国人統計」/平成30年12月末現在

2 地域福祉の担い手の状況

地域福祉の担い手として、「一般市民」「民生委員・児童委員」「自治区長」「常総市介護予防推進員」「ボランティア団体」並びに、社会福祉協議会の状況をアンケート調査結果などから整理します。

地域福祉アンケート調査の概要

◆調査の種類と対象

| 項目 | 対象者 | 実施方法と期間 |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| ① 市民 | 18 歳以上の市民 (1,800 人を無作為抽出) | 郵送配布・郵送回収 令和元年 9 月 19 日～10 月 25 日 |
| ② 民生委員・児童委員 | 103 人 (全員) | 定例会時に配布・回収 令和元年 9 月 11 日 |
| ③ 自治区長 | 217 人 (全員) | 郵送配布・郵送回収 令和元年 9 月 19 日～10 月 25 日 |
| ④ 常総市介護予防推進員 | 257 人 (全員) | 郵送配布・郵送回収 令和元年 9 月 19 日～10 月 25 日 |
| ⑤ ボランティア団体 | 24 団体 (ボランティア連絡協議会 登録団体) | 郵送配布・郵送回収 令和元年 9 月下旬～10 月 25 日 |

◆回収結果

| 項目 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|--------------|---------|-------|-------|
| ① 市民 | 1,800 人 | 691 人 | 38.4% |
| ② 民生委員・児童委員 | 103 人 | 79 人 | 76.7% |
| ③ 自治区長 | 217 人 | 172 人 | 79.3% |
| ④ 常総市介護予防推進員 | 257 人 | 191 人 | 74.3% |
| ⑤ ボランティア団体 | 24 団体 | 20 団体 | 83.3% |

集計と表記について

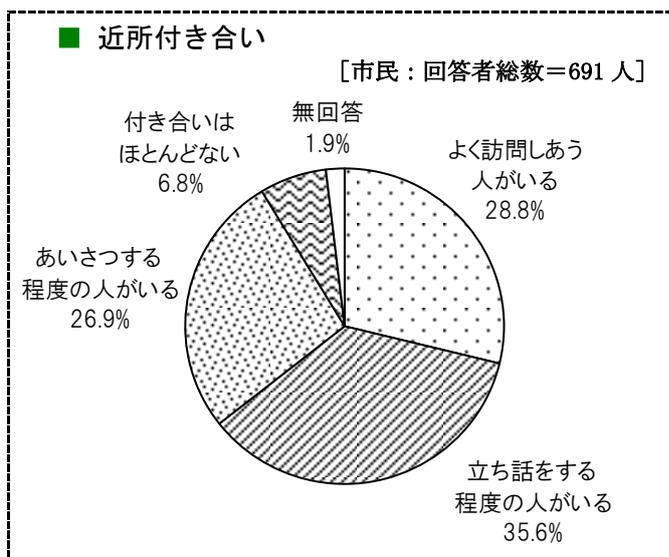
[回収率] 質問ごとに各項目の回答者数を回答者総数で除し、百分率 (%) で表示しています。小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで表示しているため、質問によっては、1 人の回答者が 1 つだけ回答する場合 (単数回答) でも、回収率の合計が 100%にならないものもあります。また、1 人の回答者が 2 つ以上の回答をしてもよい場合 (複数回答) では、回収率の合計は 100%を上回る場合があります。

[表記] グラフ、本文中において、回答選択肢の表記を簡略化している場合があります。

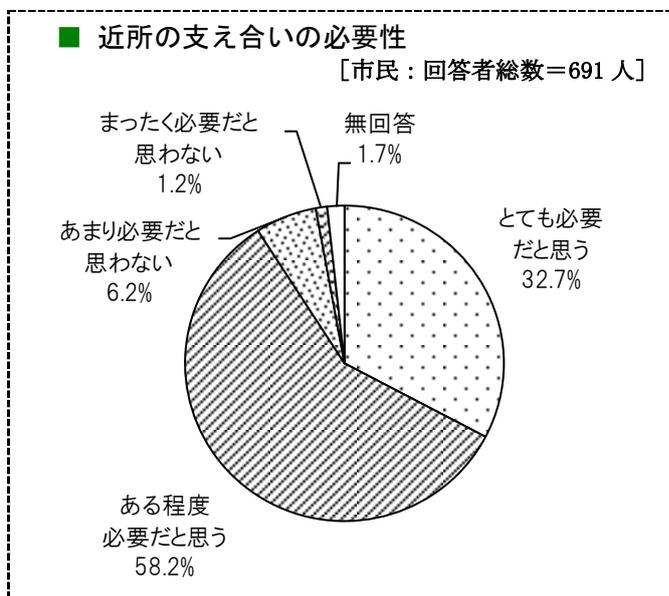
(1) 市民の状況

地域福祉の推進にあたっては、市民の近所付き合いの状況や地域福祉への意識、福祉環境の評価、施策への要望などが大切な要素となります。

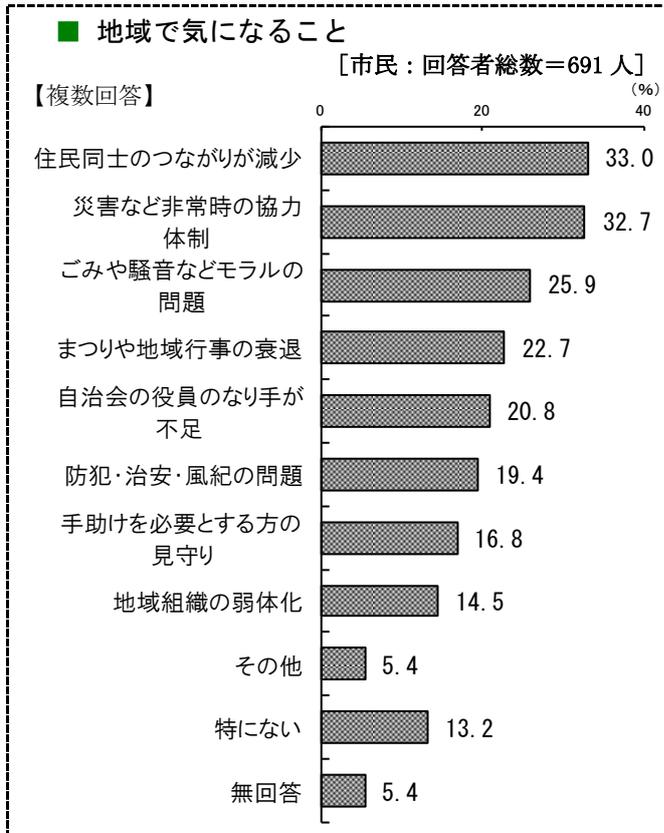
① 近所付き合い



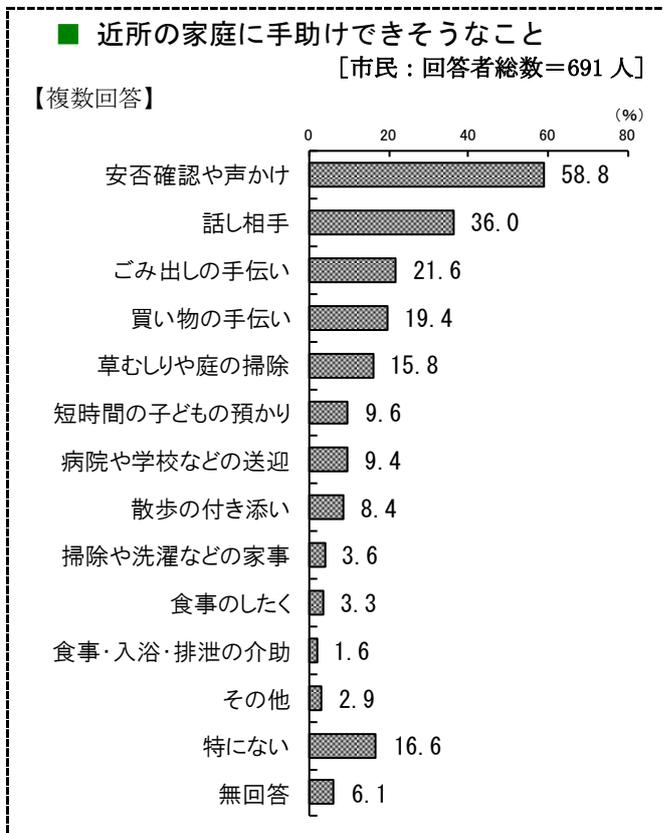
ご近所付き合いは、多くの方があると回答していますが、「ほとんどない人」が6.8%います。



近所の支え合いの必要性は、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせると90.9%です。しかし、「あまり必要ない」と「まったく必要ない」という人も合わせると7.4%います。



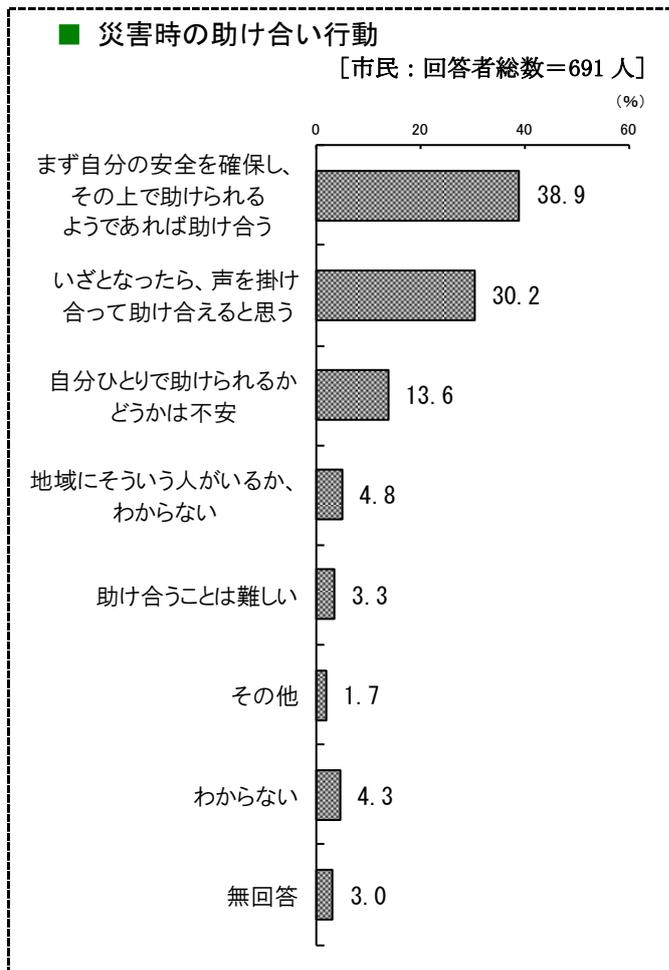
地域で気になることとしては、「住民同士のつながりが減少」が33.0%で最も多く、「災害など非常時の協力体制」が32.7%で続いています。



近所で困っている家庭に手助けできそうなことは、「安否確認や声かけ」が58.8%、「話し相手」が36.0%と多くなっています。

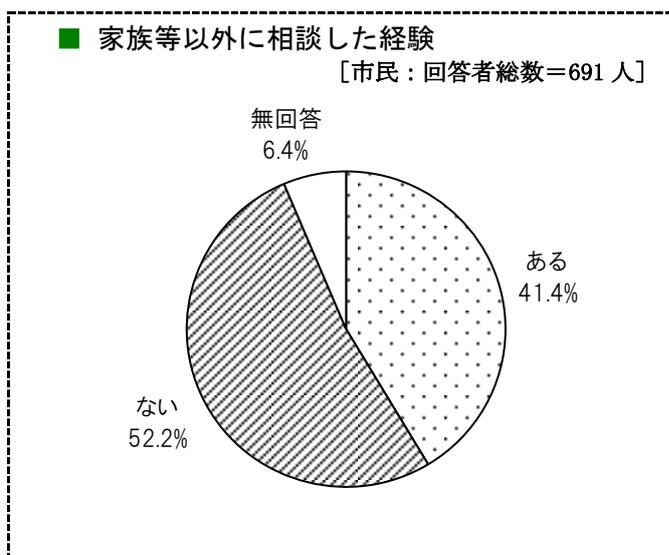
その他、「ごみ出しの手伝い」や「買い物の手伝い」なども多くなっています。

また、「特にない」は16.6%でした。



高齢者や障がい者、乳幼児のいる家庭に対する災害時の助け合い行動は、「まず自分の安全を確保し、その上で助けられるようであれば助け合う」が 38.9%、「いざとなったら、声を掛け合って助け合えると思う」が 30.2% となっています。

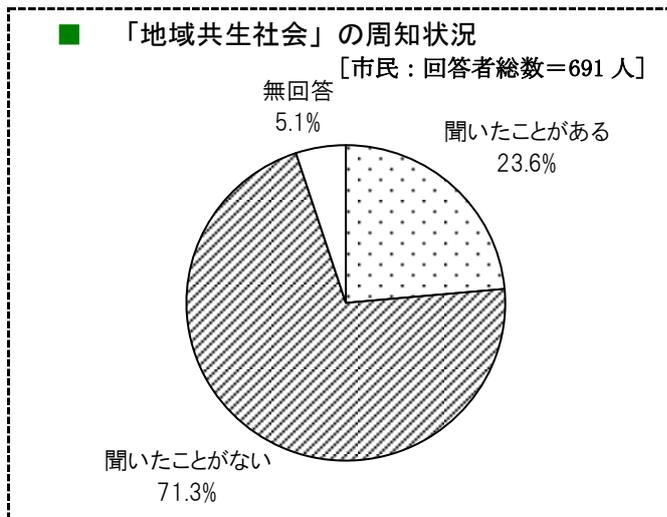
② 相談状況



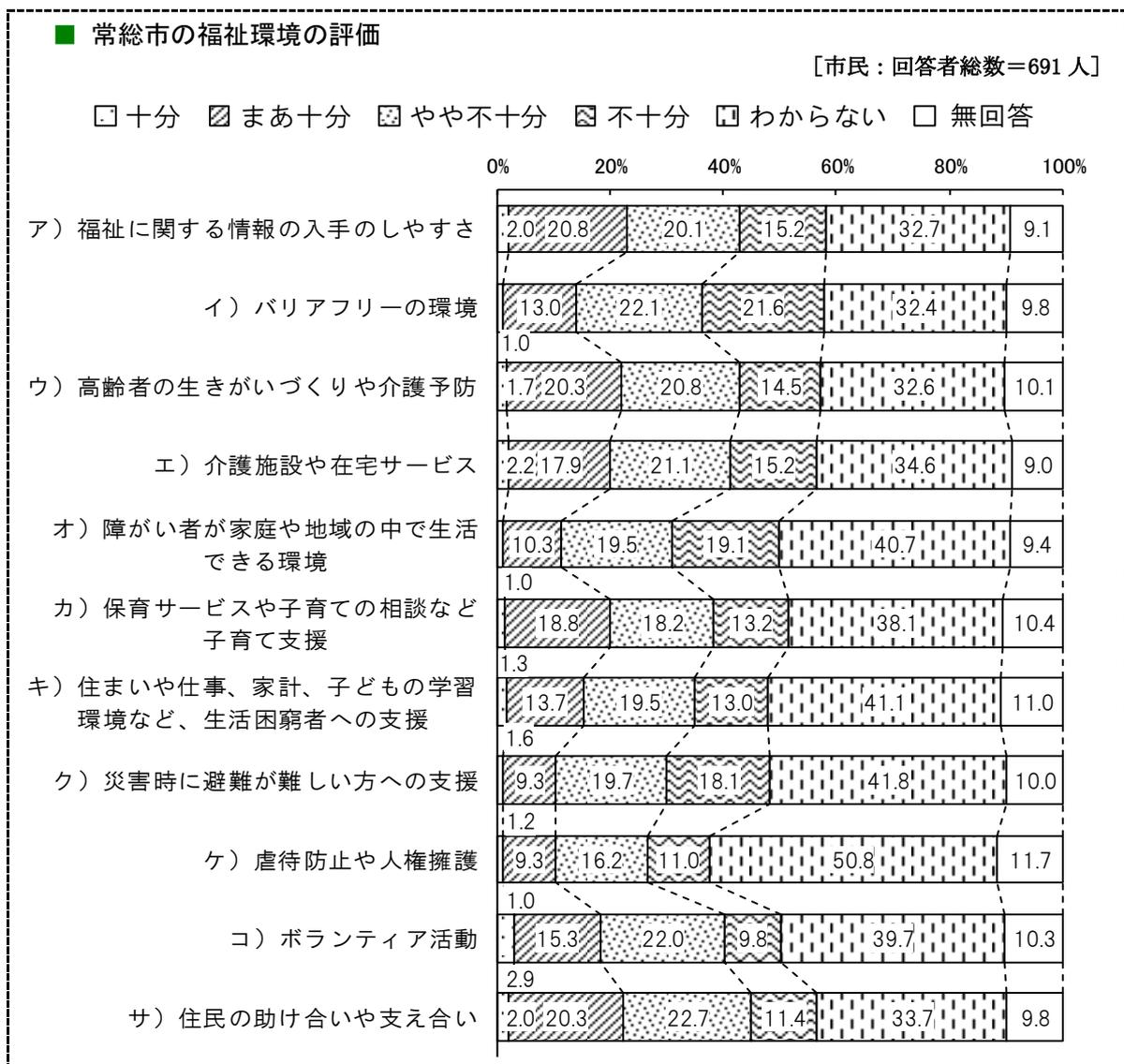
悩みや困りごとを家族や親せき以外に、相談したことが「ある」人が 41.4% です。

また、相談したことがある人の相談先(相手)は、「友人・知人」が 81.5%、「病院・薬局・カウンセラー」が 18.2%、「市の各種相談窓口」が 7.3% となりました。

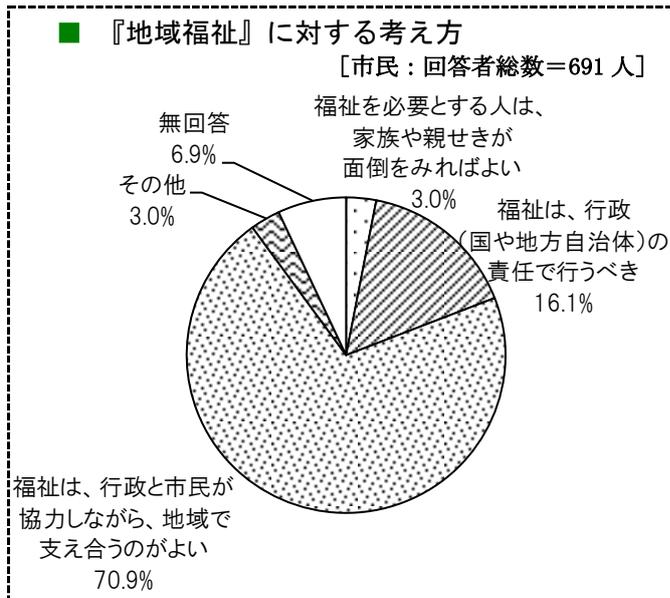
③ 福祉に対する意識や評価



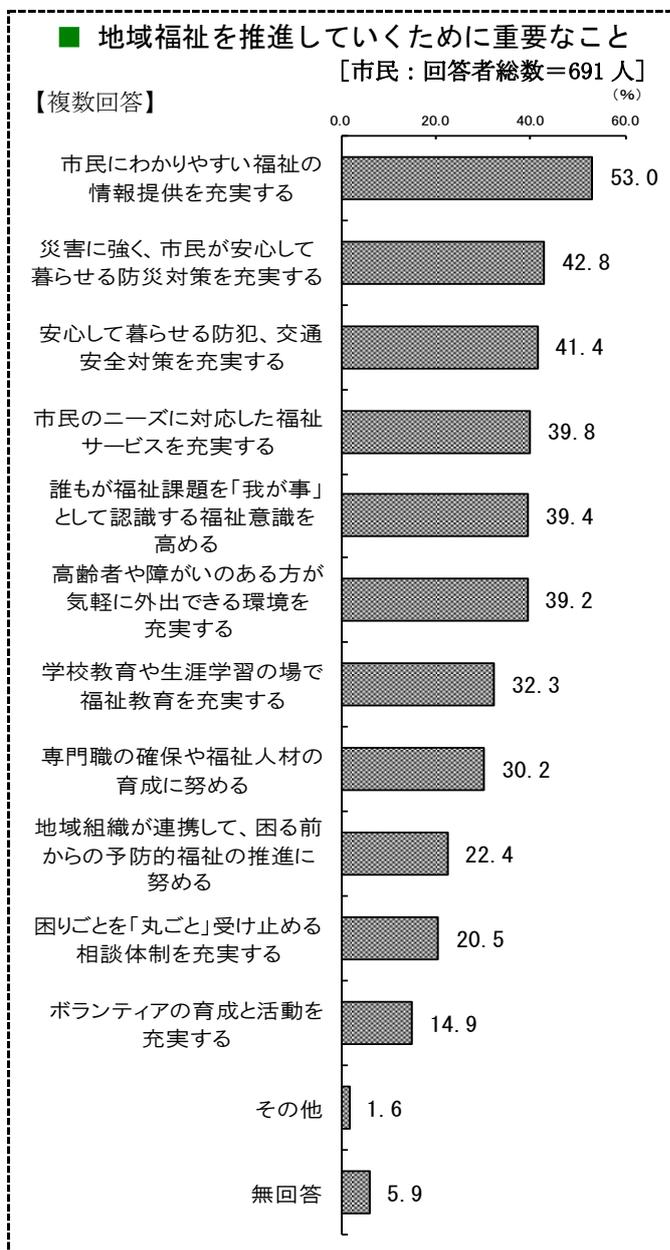
地域共生社会という言葉の認知度は、「聞いたことがある」が23.6%で、約7割の市民は「聞いたことがない」と回答しています。



常総市の福祉環境の評価は、『イ) バリアフリーの環境』や『オ) 障がい者が家庭や地域の中で生活できる環境』、『ク) 災害時に避難が難しい方への支援』などについて、「やや不十分」・「不十分」と答えた人の割合がやや高い結果です。



地域福祉に対する考え方は、「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合うのがよい」が70.9%で高い割合です。



地域福祉を推進するために重要なことは、「市民にわかりやすい福祉の情報提供を充実する」が53.0%で最も高く、次に「災害に強く、市民が安心して暮らせる防災対策を充実する」が42.8%、「安心して暮らせる防犯、交通安全対策を充実する」が41.4%で続いています。

【地域福祉の充実に向けて】（一般市民アンケートから）

- 常総市民は多くの方が近所付き合いを行い、困っている人たちにも手を差し伸べ、災害時などにも助け合う風土や心構えを持っていると考えられます。しかし、その風土が薄らぎつつありあることも指摘されています。
- 市民が困ったことなどを相談する相手は、「友人・知人」が圧倒的に多くなっています。市民一人ひとりが身近な人の相談に親身に対応し、寄り添う意識が重要となっています。
- 地域福祉に関しては、「福祉は行政と市民が協力しながら、地域で支え合うのがよい」と答えた市民が7割を占め、心強い結果となりましたが、新しい概念である「地域共生社会」の認知度は2割程度であり、今後の啓発活動が大切になります。
- 福祉環境の満足度については、防災や防犯について厳しい評価となっており、今後の要望として高くあげられている情報提供の充実とともに、取り組みを強化する必要があります。

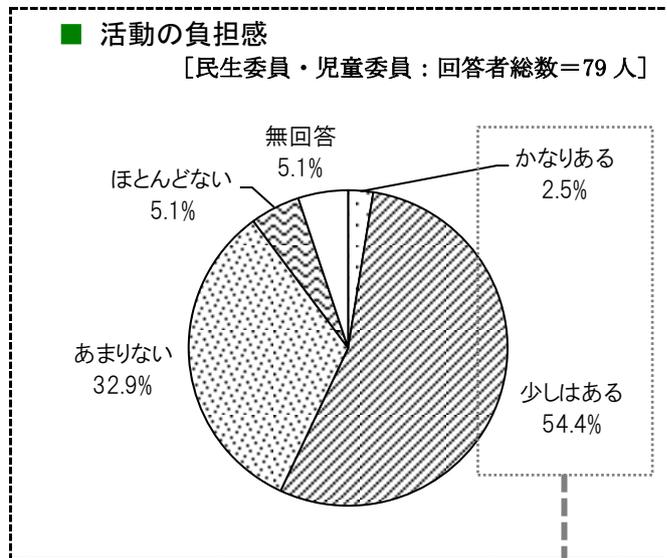
(2) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神にもとづいて、生活に困っている方、障がいのある方、児童の問題、母子や高齢者の相談や指導にあたっています。

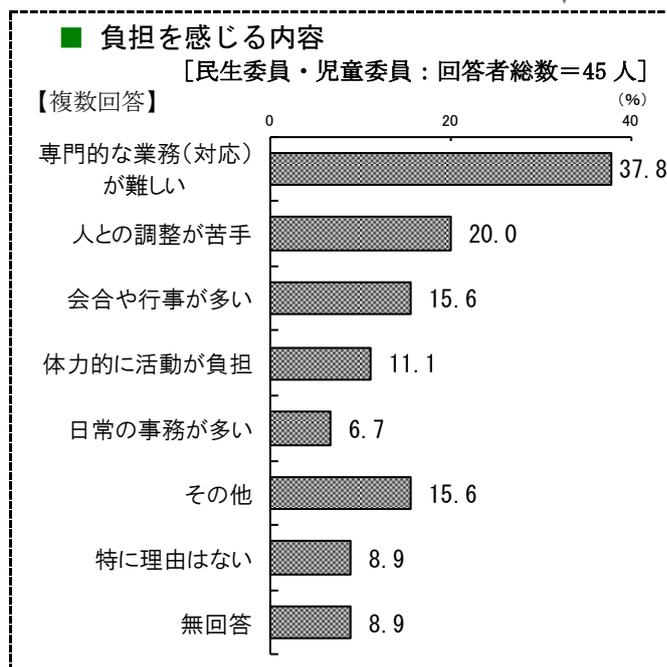
厚生労働大臣から委嘱された地域住民の福祉向上のために活動する非常勤の職員です。

常総市の民生委員・児童委員の定数は、水海道地区68人、石下地区38人となっています。

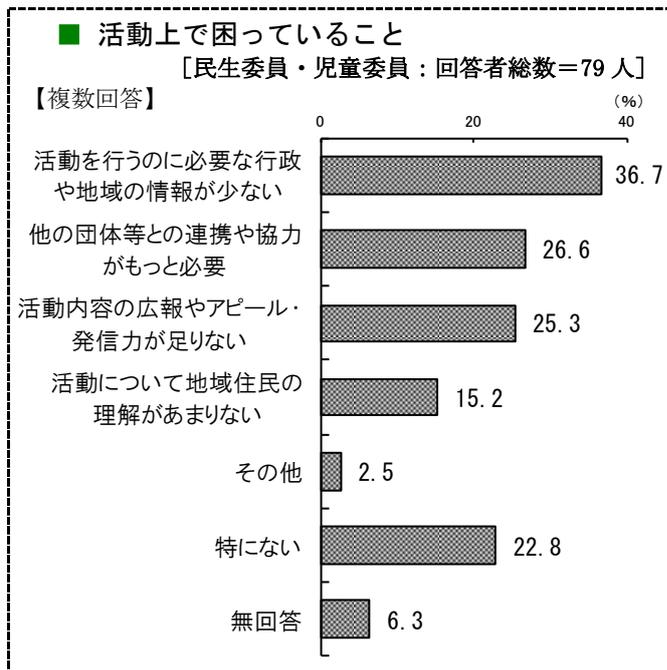
① 民生委員・児童委員の意識



民生委員・児童委員の活動に対して、負担感が「かなりある」が2.5%、「少しはある」が54.4%で合わせると56.9%の人が負担を感じている結果です。

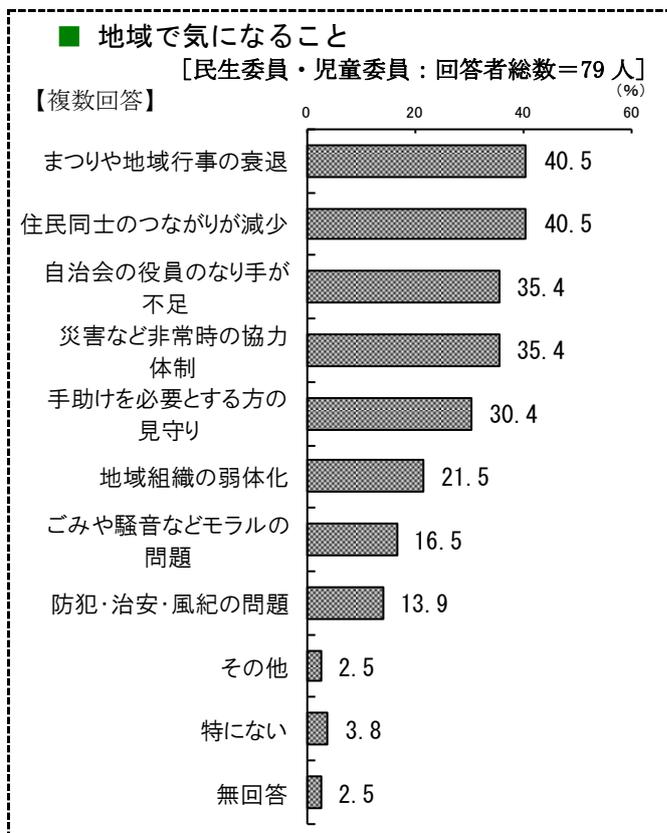


負担を感じていると回答した人の負担を感じる内容は、「専門的な業務(対応)が難しい」が37.8%で特に高くあげられています。

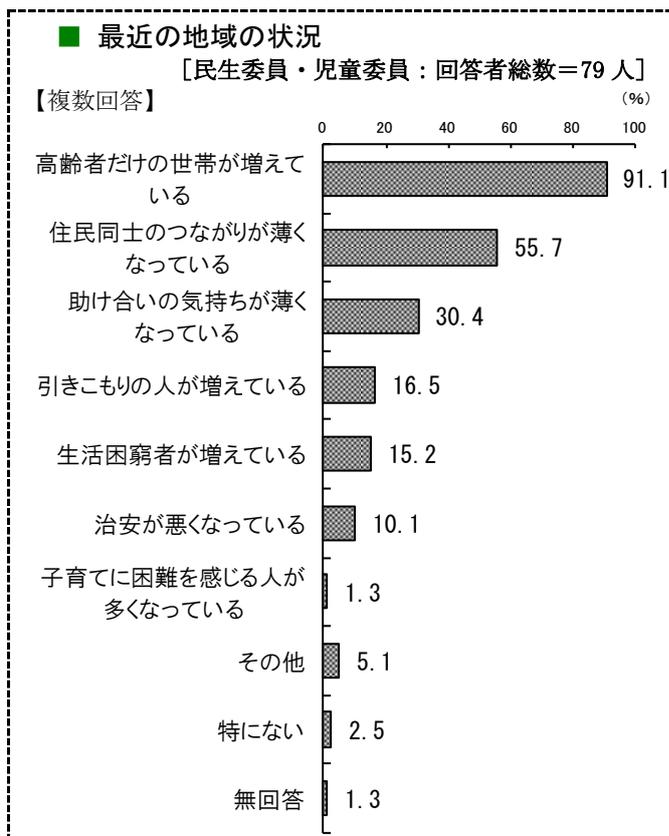


活動上で困っていることは「活動を行うのに必要な行政や地域の情報が少ない」が36.7%で高く、次に「他の団体等との連携や協力がもっと必要」が26.6%となっています。

② 地域で気になることなど

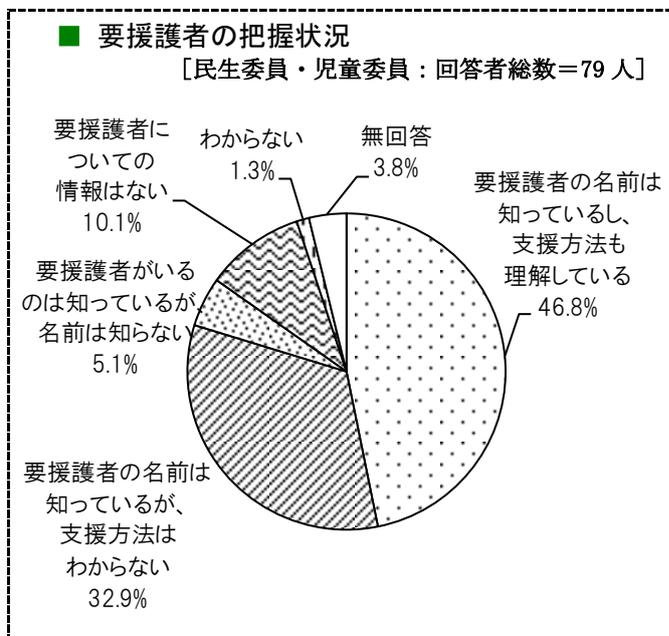


地域で気になることや問題と感じることは、「まつりや地域行事の衰退」と「住民同士のつながりが減少」がともに40.5%で最も多くなっています。



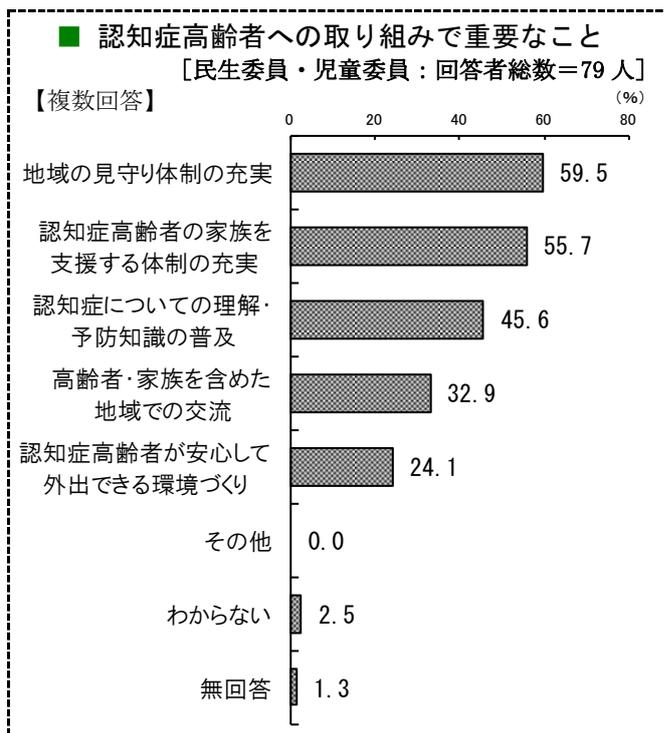
最近の地域の状況として、「高齢者だけの世帯が増えている」が91.1%、「住民同士のつながりが薄くなっている」が55.7%、「助け合いの気持ちが薄くなっている」が30.4%となっています。

③ 要援護者等への対応

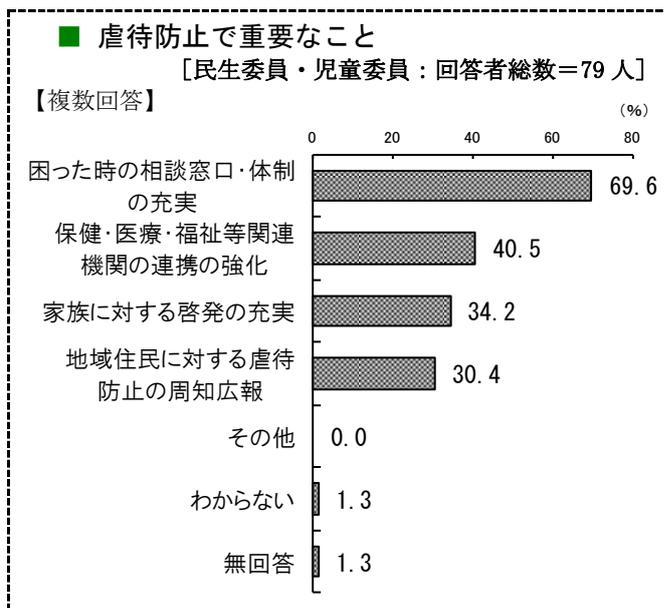


地域の中で緊急時に援護を必要とする要援護者の把握状況について、「要援護者についての情報はない」は10.1%です。

この割合は、平成26年度調査の6.0%から増加しています。

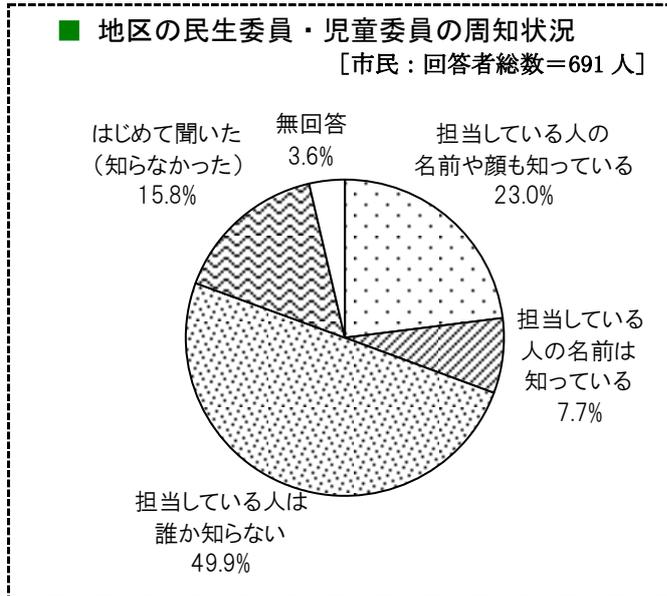


認知症高齢者に対応する取り組みで重要なこととして、「地域の見守り体制の充実」が59.5%、「認知症高齢者の家族を支援する体制の充実」が55.7%、「認知症についての理解・予防知識の普及」が45.6%で続いています。



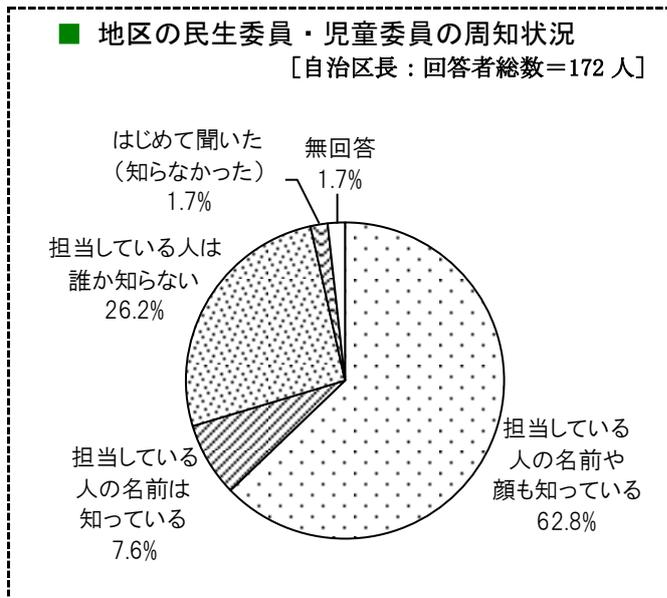
虐待防止については、「困った時の相談窓口・体制の充実」が69.6%で特に高く、次に「保健・医療・福祉等関連機関の連携の強化」が40.5%となっています。

④ 民生委員・児童委員の認知度



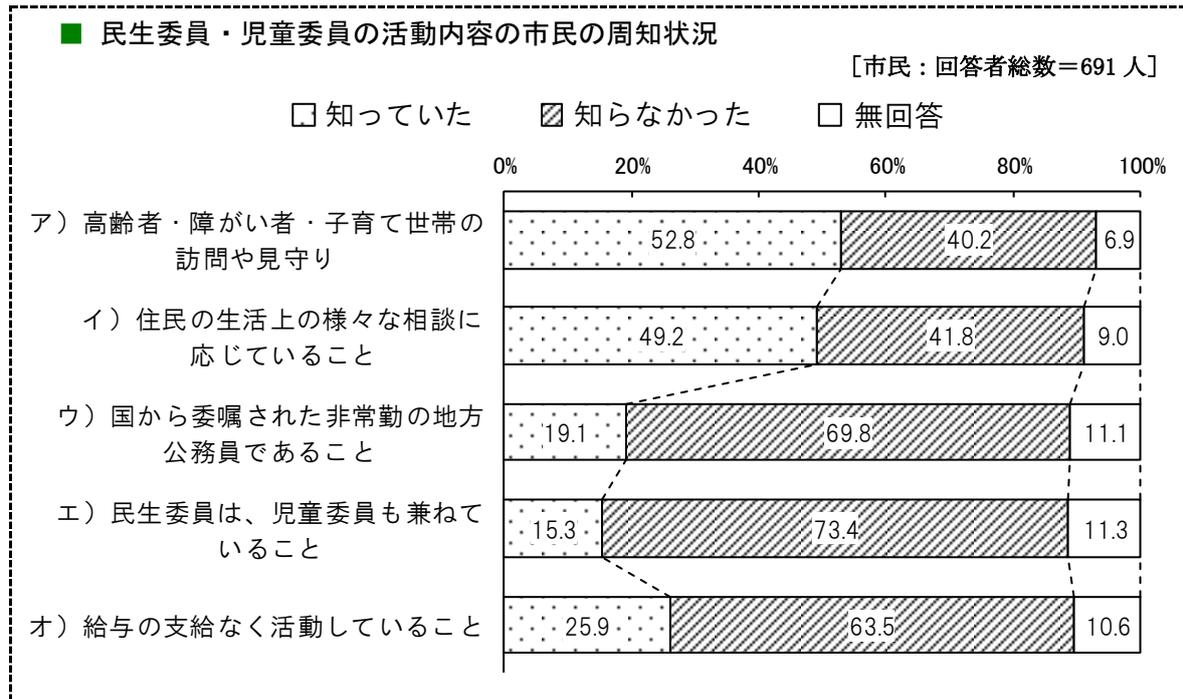
市民アンケートの結果をみると、民生委員・児童委員の認知度は、「担当している人の名前や顔も知っている」が23.0%、「担当している人の名前は知っている」が7.7%であり、「担当している人は誰か知らない」が49.9%で高い割合です。

また、「はじめて聞いた(知らなかった)」が15.8%いました。



自治区長アンケートの結果では、民生委員・児童委員の認知度は、「担当している人の名前や顔も知っている」が62.8%で最も高い割合です。

また、「担当している人の名前は知っている」が7.6%、「担当している人は誰か知らない」が26.2%、「はじめて聞いた(知らなかった)」が1.7%となりました。



市民アンケートの結果では、民生委員・児童委員の活動で「知らなかった」が半数を超えた項目については、「ウ) 国から委嘱された非常勤の地方公務員であること」が 69.8%、「エ) 民生委員は、児童委員も兼ねていること」が 73.4%、「オ) 給与の支給なく活動していること」が 63.5%となっています。

【地域福祉の充実に向けて】（民生委員・児童委員アンケートから）

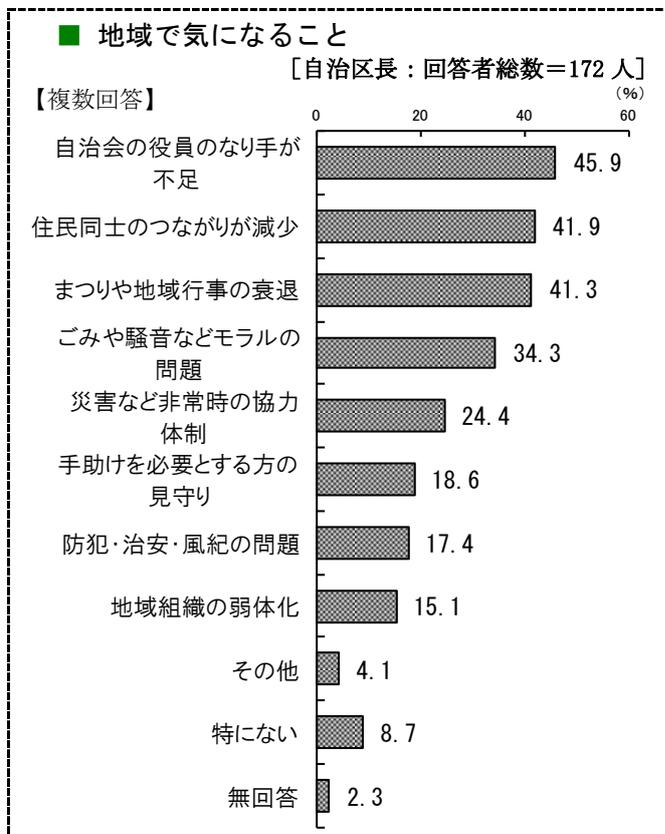
- 民生委員・児童委員活動は地域の細かい福祉ニーズの発掘や調整に大きな役割があります。しかし、多くの民生委員・児童委員は負担を感じながら活動しており、活動上の困難点として、行政情報や地域情報の不足、団体・関係機関との連携不足があげられています。個人情報の保護に配慮しながら、地域の福祉サービスの調整に苦勞している様子が伺えます。
- 民生委員・児童委員の認知度については、一般市民と比べて自治区長から高く認知されており、相互の連携が一定程度、図られていることが分かります。
- しかし、一般市民からは民生委員・児童委員の「深い」内容までの理解が進んでいるとは言えず、今後の啓発活動が重要です。
- 緊急時に援護を必要とする要援護者の情報は、多くの民生委員・児童委員が把握しており、その割合は自治区長より高い割合です。避難行動要支援者名簿の活用が進んでいることがわかります。

(3) 自治区長の状況

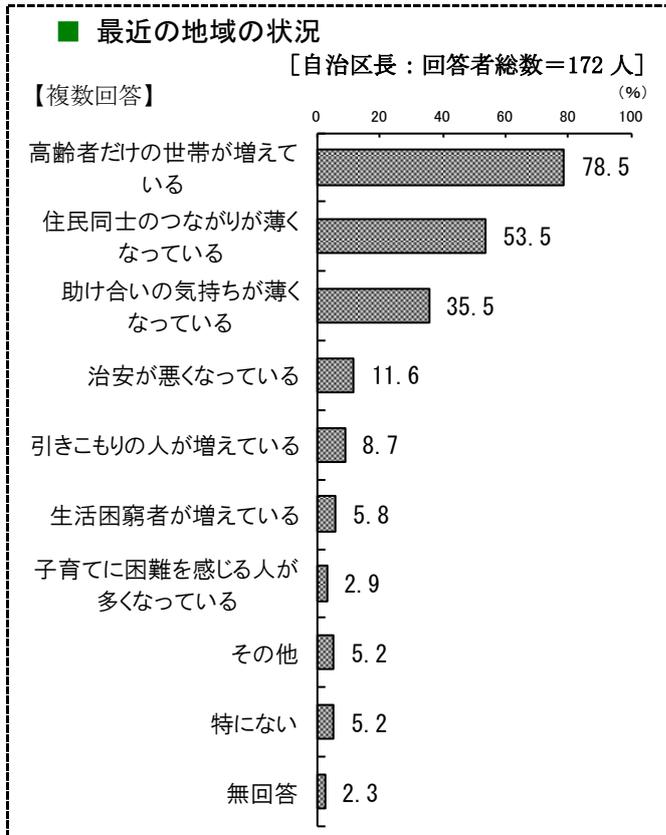
本市の自治区は、地域住民が清掃、防犯・防災及び福祉などの様々な地域課題の解決に向けて取り組んだり、地域のまつりなどのレクリエーションを通じて親睦を図り、生活環境の向上に努めている自主的な団体です。

市内には、217自治会があり、それぞれが地域の特性を生かしながら活動しています。

① 地域で気になることなど

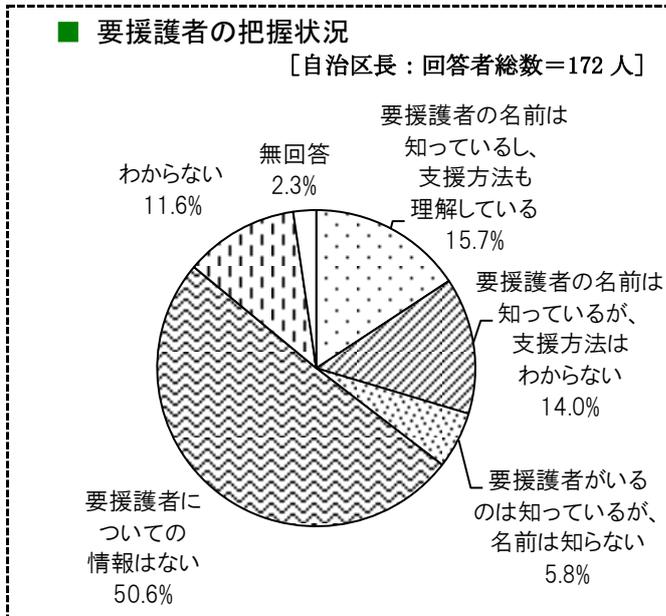


地域で気になることや問題と
感じることは、「自治会の役員の
なり手が不足」が 45.9%で最も
高く、次に「住民同士のつながり
が減少」が 41.9%、「まつりや地
域行事の衰退」が 41.3%、「ごみ
や騒音などモラルの問題」が
34.3%となっています。



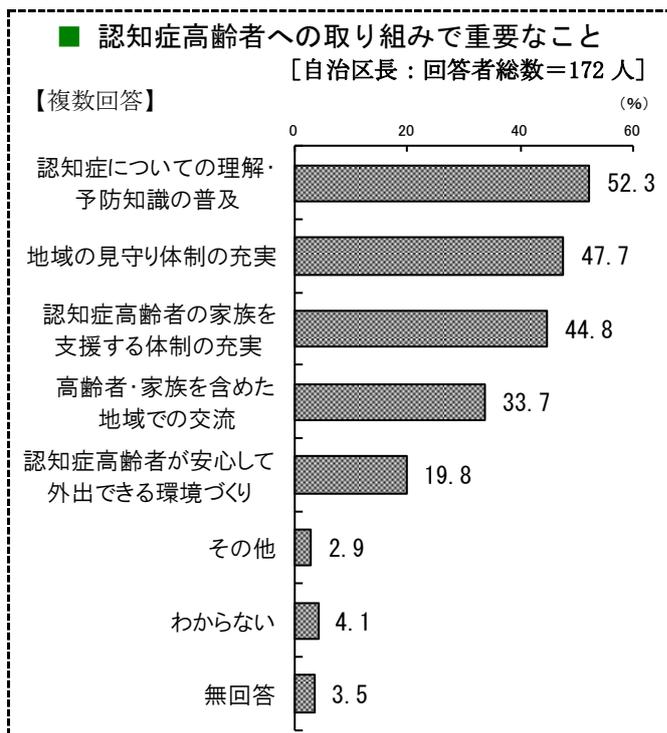
最近の地域の状況として、「高齢者だけの世帯が増えている」が 78.5% で高く、次に「住民同士のつながりが薄くなっている」が 53.5%、「助け合いの気持ちが薄くなっている」が 35.5% となっています。

② 要援護者等への対応

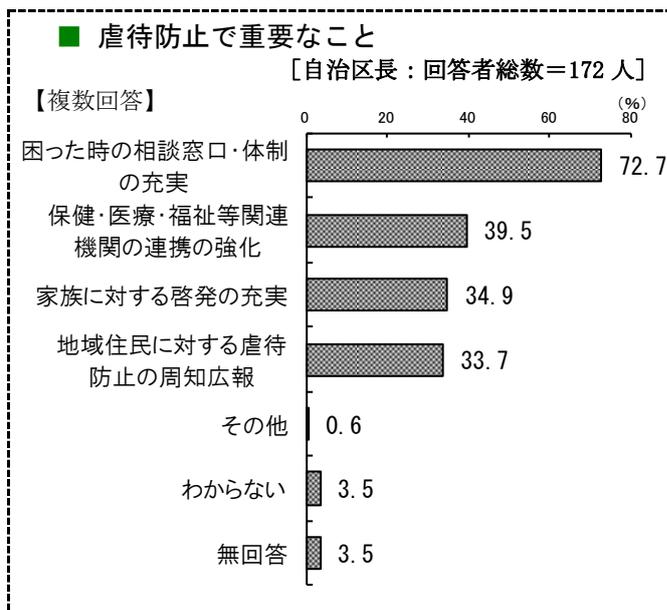


緊急時に援護を必要とする要援護者の状況は、「要援護者についての情報はない」が 50.6% で半数以上と高い割合です。

この割合は、平成 26 年度調査の 32.9% と比べて 17.7 ポイントも増加しています。



認知症高齢者に対応する取り組みで重要なことは、「認知症についての理解・予防知識の普及」が52.3%、「地域の見守り体制の充実」が47.7%、「認知症高齢者の家族を支援する体制の充実」が44.8%となっています。



虐待防止については、「困った時の相談窓口・体制の充実」が72.7%で特に高い割合です。

また、「保健・医療・福祉等関連機関の連携の強化」が39.5%となっています。

【地域福祉の充実に向けて】（自治区長アンケートから）

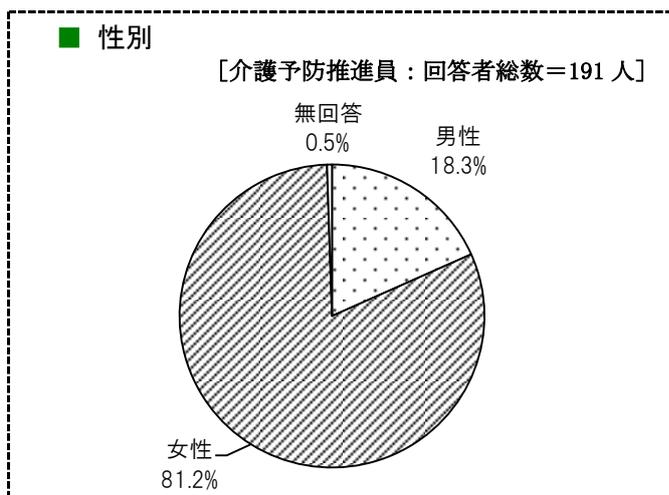
- 地域福祉を推進する上で、自治区には地域の基礎的組織として大きな役割があります。また、地域の様々な生活課題に対して主体的に解決する組織として期待されています。しかし、役員のみ手が不足したり、地域のつながりが希薄化したりといった、活動への継続に苦勞が伺えます。
- その一方では、高齢者などへの「見守り」の必要性や、地域の相談体制の重要性も認識されており、地域住民から信頼される組織として、自治区の役割が大切になっています。
- また、緊急時に援護を必要とする要援護者の情報が自治区長に入っていない状況については、個人情報の保護や避難行動要支援者名簿の活用方法などの視点から検討する必要があります。

(4) 常総市介護予防推進員の状況

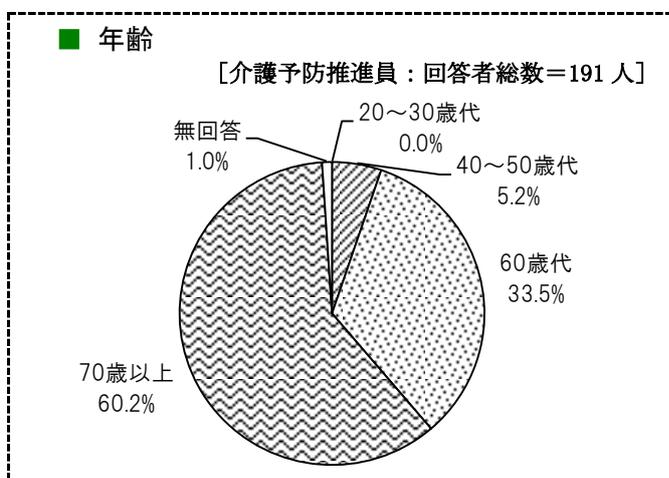
常総市介護予防推進員は、自身の介護予防活動に努めるとともに、周囲の高齢者世帯への見守り活動や日常生活のちょっとした支援を行っています。

また、地域の公民館などで介護予防教室を開催しています。

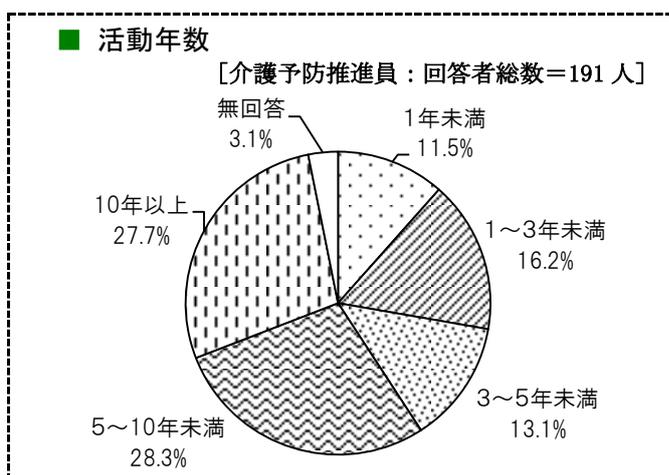
① 常総市介護予防推進員のプロフィール



女性が 81.2% で高い割合です。

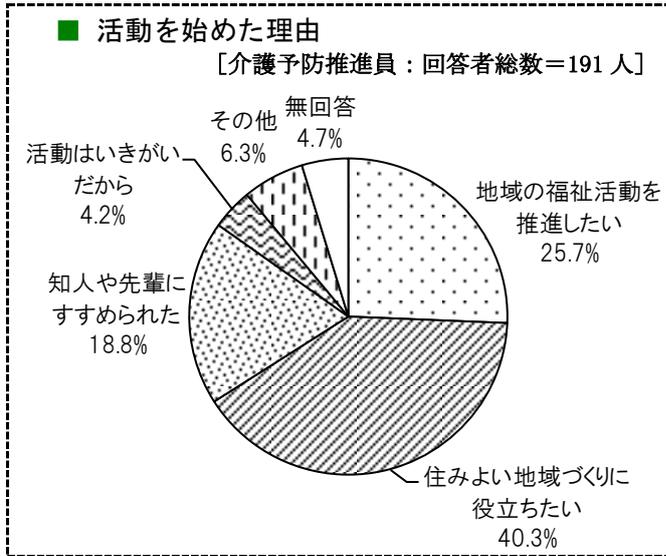


年齢は、60歳代と70歳以上を合わせると 93.7% を占めています。

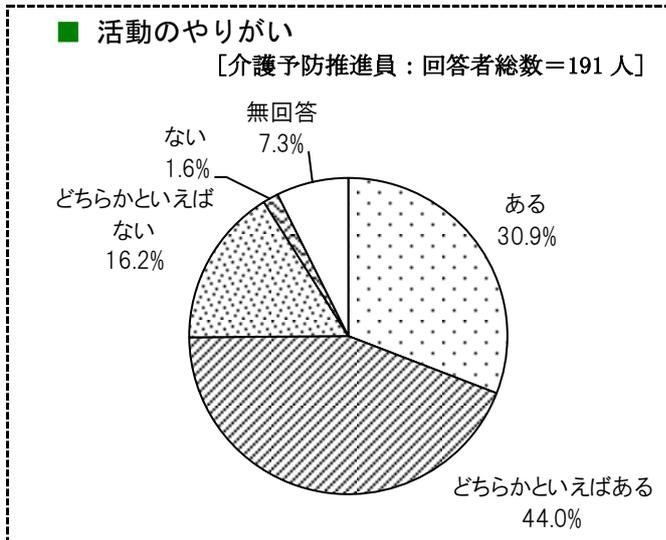


活動年数は、「5~10年未満」と「10年以上」の人を合わせると 56.0% を占めています。

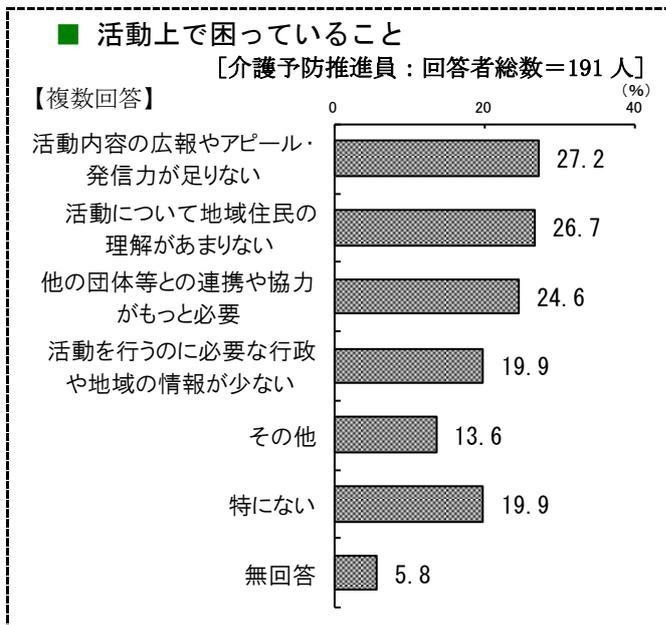
② 活動状況



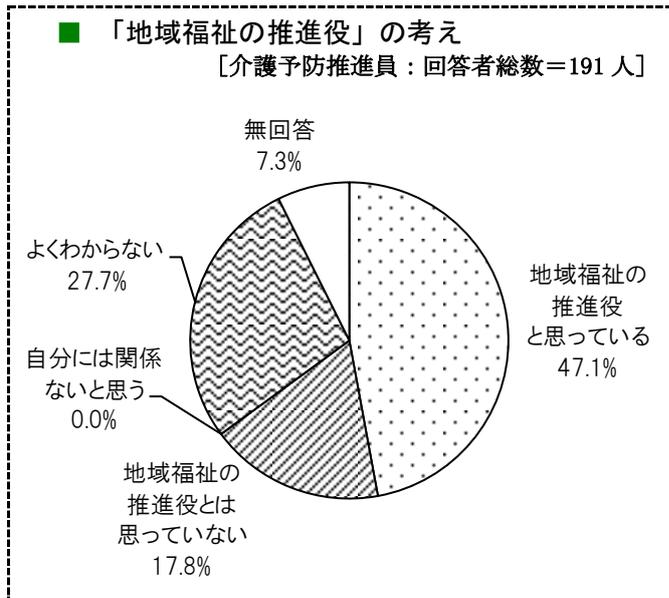
活動を始めた理由は、「住みよい地域づくりに役立ちたい」が40.3%、「地域の福祉活動を推進したい」が25.7%となっています。



活動のやりがいについて、「ある」と「どちらかといえばある」を合わせると74.9%となっています。



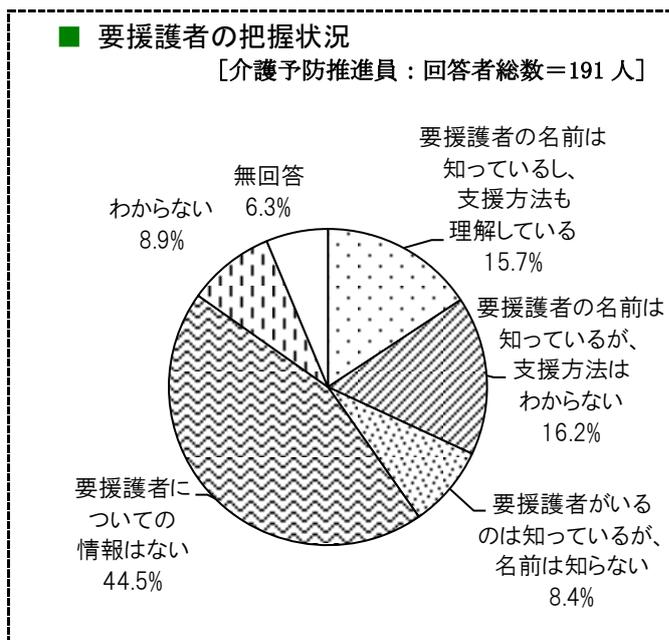
活動上で困っていることは、「活動内容の広報やアピール・発信力が足りない」が27.2%、「活動について地域住民の理解があまりない」が26.7%、「他の団体等との連携や協力がもっと必要」が24.6%となっています。



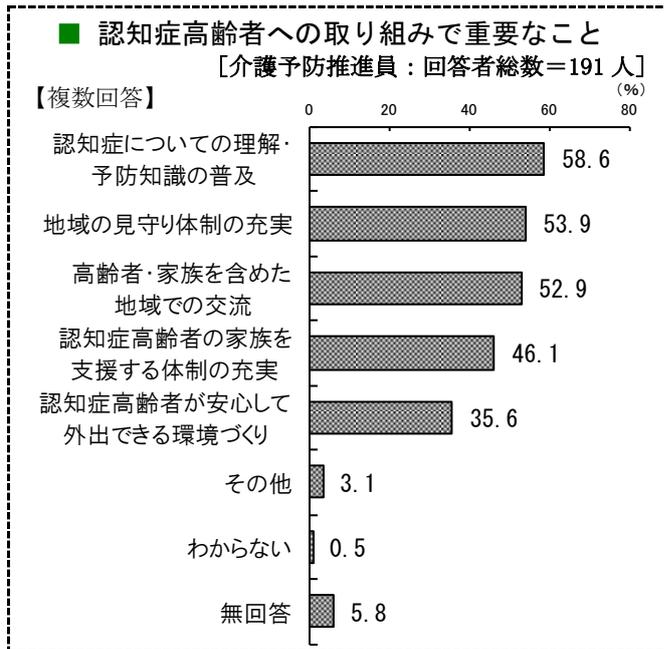
「地域福祉の推進役」という考えについては、「地域福祉の推進役と思っている」が 47.1%で高い割合です。

また、「地域福祉の推進役とは思っていない」が 17.8%となりました。

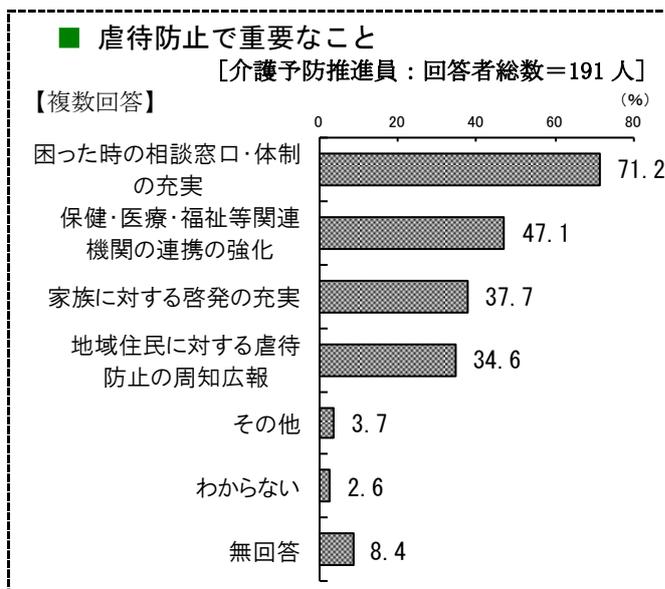
③ 要援護者等への対応



地域の中で緊急時に援護を必要とする要援護者の把握状況については、「要援護者についての情報はない」が 44.5%となっています。



認知症高齢者に対応する取り組みで重要なことは、「認知症についての理解・予防知識の普及」が58.6%、「地域の見守り体制の充実」が53.9%、「高齢者・家族を含めた地域での交流」が52.9%となっています。



虐待防止については、「困った時の相談窓口・体制の充実」が71.2%で高い割合です。

次に「保健・医療・福祉等関機関の連携の強化」が47.1%となっています。

【地域福祉の充実に向けて】（常総市介護予防推進員アンケートから）

- 常総市介護予防推進員の福祉意識は、アンケートのとおり高い結果となっています。
- しかし、緊急時の要援護者の情報については、自治区長と同様に十分共有されていない実態も伺えます。
- 常総市介護予防推進員の活動については、地域福祉の推進役として思っている方が47.1%いるため、地域福祉の推進役としての活動も期待されます。

(5) ボランティア団体の状況

社会福祉協議会において、ボランティア連絡協議会に登録している団体（者）に対して、アンケート調査を実施しました。

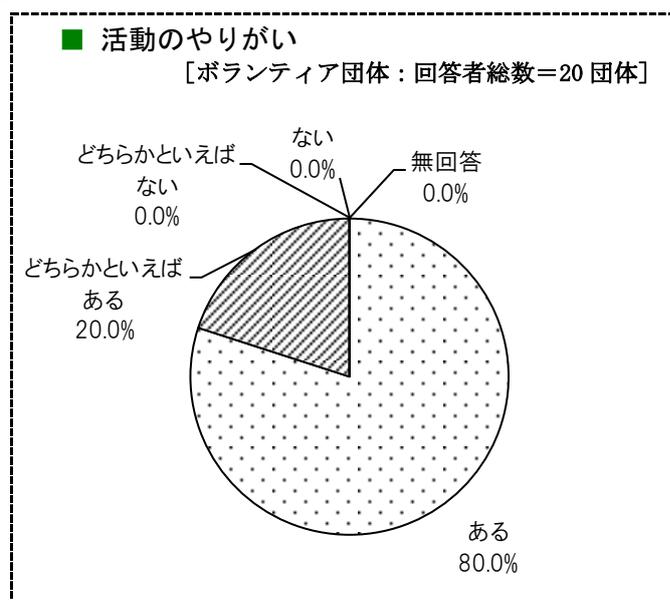
① 回答いただいた団体等

■ 回答いただいたボランティア団体等

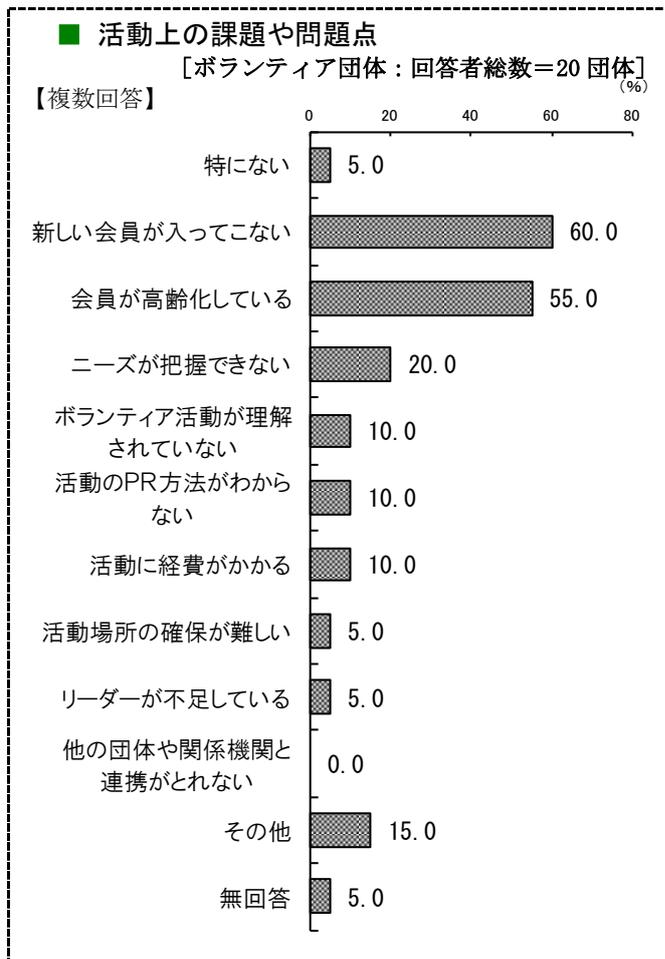
| 団 体 名 | |
|--------------------|--------------|
| 点訳サークルてんてん | みつま |
| なごみ | パネルシアター ハミング |
| かんな | プリズム |
| さくら会 | まんまる玉 |
| ボナペティ | すぎのこ |
| つくし | JC 写輪 |
| おはなし会あすなろ | コスモス |
| 常総市シルバーリハビリ体操指導士の会 | 水海道手の会 |
| ふうせんの会 | 陽だまり |
| きぬ | やまゆり |

今回、回答をいただいた団体は上記の 20 団体です。活動分野は、高齢者等が 15 団体、障がい者(児)が 6 団体、子どもが 2 団体（複数分野あり）です。

② 活動状況



ボランティア活動のやりがいは、「ある」が 80.0%、「どちらかといえばある」が 20.0%でした。



活動上の課題や問題点としては、「新しい会員が入ってこない」が60.0%、「会員が高齢化している」が55.0%となっています。

【地域福祉の充実に向けて】（ボランティア団体アンケートから）

- 地域福祉活動の充実に向けて、ボランティア活動は必要不可欠なものです。
- アンケート調査では、会員不足や会員の高齢化が課題とされました。
- しかし、近年の災害ボランティアの活躍ぶりを見ると、多くの人々がボランティアに関心を持っていることも事実です。
- 地域で必要とされるボランティアニーズを発掘し整理するとともに、それに対応する場や機会、適切な情報提供などが整えば、ボランティア活動の活発化が期待できます。

3 社会福祉協議会の活動

(1) 社会福祉協議会の主な活動内容

社会福祉協議会（社協）は、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざして次のような事業に取り組んでいます。

(1) 地域の支え合い・助け合いの関係がさらに深まるよう住民主体の福祉活動を推進します。

- ① 27の社協支部を中心とした活動支援
- ② 社協支部推進体制整備(支部長会議、研修会等の開催)
- ③ 地域福祉に関する情報共有・事業体制整備(地域福祉懇談会等の開催)

(2) 住民参加により地域の福祉課題解決のための取り組みを推進します。

- ① 在宅福祉サービス「せいむ」(会員制の助け合い活動)
- ② ほほえみネットワーク事業(要支援者の安否確認、見守り活動)
- ③ お食事会(ひとり暮らし等を対象とした会食型サロン)
- ④ ふれあい・いきいきサロン活動支援事業(地域交流の場づくり)
- ⑤ 高齢者生きがい事業(スポーツ大会、新春芸能大会、高齢者訪問)
- ⑥ 高齢者訪問(市内最高齢者、百歳及び米寿到達者等)

(3) 福祉情報を収集し、分かりやすい情報発信を行います。

- ① 広報「ふくし JOSO」発行
- ② ホームページ運営
- ③ 声の広報発行事業

(4) 自分のまちを、みんなで支える活動を充実させていきます。

- ① 赤い羽根共同募金運動
- ② 社会福祉協議会会員会費、法人特別会員会費

(5) 住民一人ひとりが抱える多様な生活課題を受け止める相談体制を整備し、関係機関等と連携し課題解決に向けた取り組みを行います。

- ① 総合相談事業(心配ごと相談事業)
- ② 法律相談事業
- ③ 福祉サービス苦情相談窓口事業

(6) 多様な生活課題を抱える住民に対し、福祉サービス・制度の利用を通じて、その人の将来を見据えた自立した生活を支援します。

- ① 日常生活自立支援事業(判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理などを代行するサービス)
- ② 生活福祉資金貸付事業(低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯対象の貸付)
- ③ 小口貸付事業(低所得世帯対象の貸付)
- ④ 家計改善支援事業(家計に課題を抱える世帯への支援)
- ⑤ 緊急食料等提供事業(生計維持が困難な世帯への一時的な支援)
- ⑥ 予約型乗り合い交通(ふれあい号)
- ⑦ 歳末援護事業

(7) 地域で暮らす障がいのある方に対して、施設サービスの提供と包括的な相談支援を行うことで、地域生活の継続を支援していきます。

- ① 常総市身心障害者福祉センター運営
- ② 常総市児童デイサービスセンター運営
- ③ 障がい者相談支援センター運営
- ④ 基幹相談支援センター運営

(8) 子どもの心と体を育む活動を地域ぐるみで推進していきます。

- ① 三坂児童館運営
- ② 水海道児童センター運営

(9) ボランティア活動者・団体が楽しくやりがいをもって活動できるように、活動や運営の支援を行います。

- ① ボランティア・市民活動支援事業
- ② 赤い羽根地域づくり応援成事業
- ③ 常総ボランティア連絡協議会の支援
- ④ 常総市シルバークラブ連絡協議会の支援

(10) 地域の福祉活動に興味を持つきっかけとなるような福祉教育を行うとともに、地域を支える福祉人材の育成を推進します。

- ① ボランティア講座
- ② 福祉出前、福祉教育

(11) ボランティア活動者、団体、福祉施設などの交流・協力・連携を進めることで、地域の福祉活動つながりの輪を広げていきます。

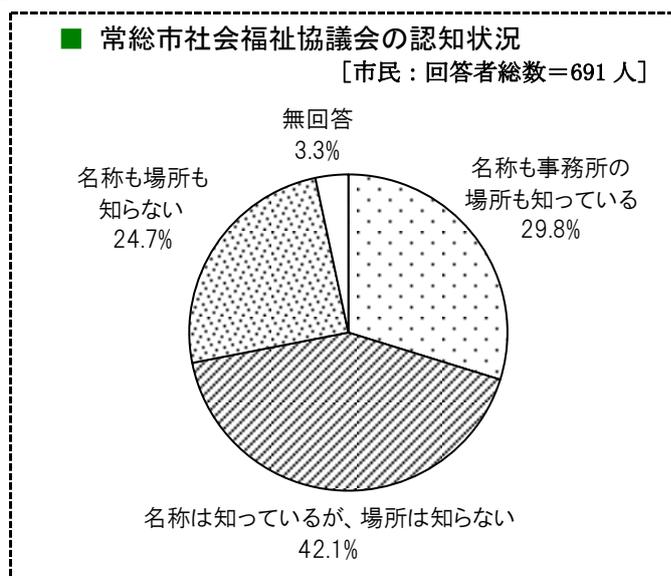
- ① ボランティア市民活動団体交流事業
- ② 災害ボランティアセンター運営



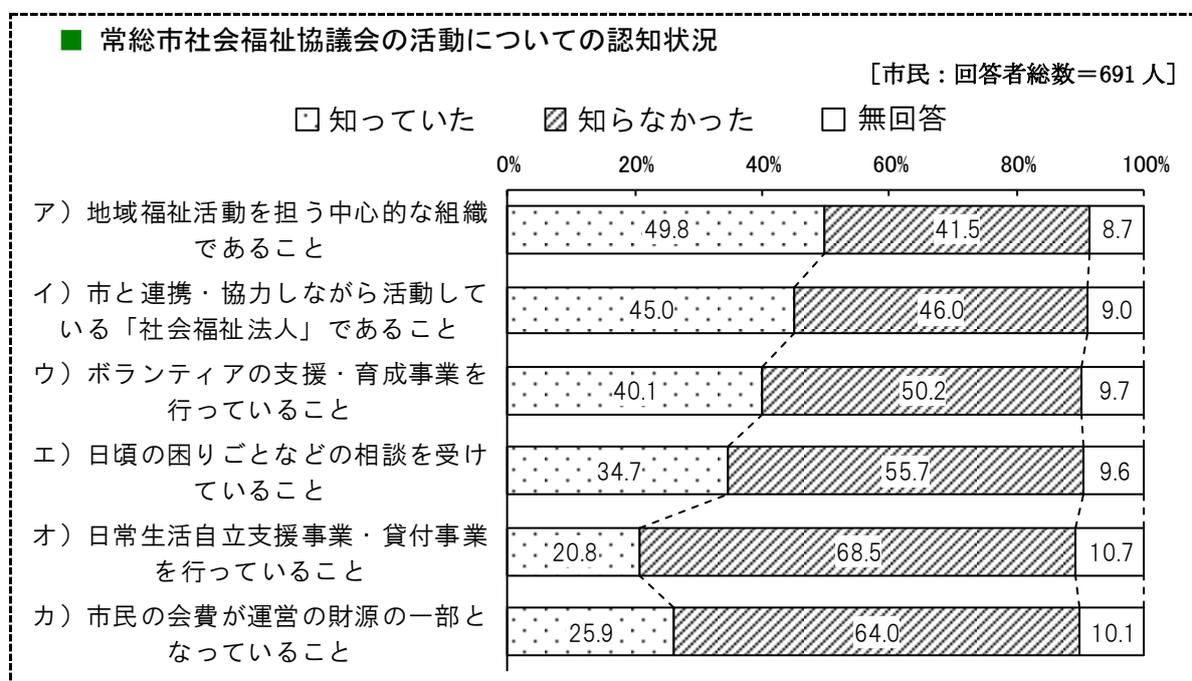
(2) 社会福祉協議会への市民の意識

市民アンケート調査などから、市民等が社会福祉協議会に対して認識していることを整理します。

① 市民アンケート調査

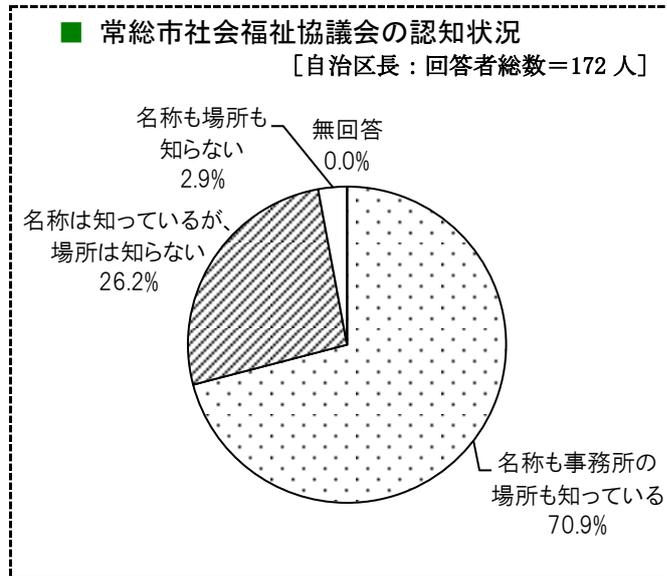


市民の社会福祉協議会の認知状況は「名称も事務所の場所も知っている」が29.8%、「名称は知っているが、場所は知らない」が42.1%となっています。



社会福祉協議会が地域福祉活動を担う中心的な組織であることを「知っていた」は49.8%です。また、社会福祉協議会で日常生活自立支援事業や貸付事業を行っていることを「知っていた」市民は20.8%、市民の会費が運営の財源の一部となっていることを「知っていた」市民は25.9%となっており、社会福祉協議会の詳しい内容までの周知は進んでいないことが伺えます。

② 自治区長アンケート



自治区長の常総市社会福祉協議会の認知状況は、「名称も事務所の場所も知っている」が70.9%、「名称は知っているが、場所は知らない」が26.2%となっています。

【地域福祉の充実に向けて】（市民アンケート結果等から）

- 社会福祉協議会は、近年、社協支部活動やサロン活動、生活支援活動の推進、ボランティア活動の支援、地域福祉の拠点としての施設運営などに重点を置いて活動しています。
- 特に、社協支部活動やサロン活動は、地域住民の身近な福祉活動を促進し、福祉の意識づくりや活動の啓発には必要不可欠な取り組みです。
- また、障がい者等に対する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業は、地域のセーフティネットとして、さらには、困っている人の相談支援事業として欠くべからざるものです。
- さらに、ボランティア活動や施設を拠点とする交流事業や相談事業は、地域の福祉ニーズの発掘と調整、サービス提供や普及に至る「起点」としての役割もあります。
- 様々な形で存在する地域生活課題の発掘や整理、そして解決に向けて市行政と社会福祉協議会が車の両輪となって機能していくことが期待されています。

4 第2期常総市地域福祉計画 重点事業の実施状況

第2期常総市地域福祉計画の施策の展開に掲げた「重点事業」に関する施策の実施状況を整理します。

《基本目標 1》福祉サービスの利用の推進について

(1) 適切かつ総合的な福祉情報の提供

○市広報紙に「福祉のひろば」の常設はできませんでしたが、多くの月で1ページを活用しているほか、年1回の保健福祉部広報紙を発行し、福祉・保健・医療関係の情報提供を行っています。

(2) 親しみやすい相談業務の実施

- 高齢者に対する相談体制として、平成27年から休日・夜間相談所1か所、平成29年から高齢者相談窓口を6か所開設しました。
- 障がい者（児）に関しては窓口には社会福祉士や精神保健福祉士を配置し、相談体制の強化を図っています。
- 子どもに対しては、家庭児童相談室や地域子育て支援センターの相談体制の充実に努めています。
- 生活困窮者への支援体制として、就労支援や住居の支援、家計相談などを実施しています。
- その外、教育相談や健康相談、社会福祉協議会による心配ごと相談、市民の身近な相談相手としての民生委員・児童委員活動の促進などを行っています。

(3) 福祉サービス利用援助事業の実施

- 判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用促進を図るため、成年後見制度利用者支援事業や社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」の利用促進を図っています。日常生活自立支援事業は相談件数が増加傾向にあります。
- 成年後見制度利用支援事業は、高齢者で平成29年度、30年度で利用者がそれぞれ1名ずつあります。障がい者（児）の利用は過去にありましたが、令和2年3月現在はありません。

(4) 低所得者へのサービス利用料等軽減

- 低所得の人が必要なサービスを利用できるように、介護保険利用料助成事業や介護保険料助成事業を行っています。今後、制度改正に伴う対象者の要件等の見直しを行っています。

《基本目標2》 地域福祉事業の充実について

(1) 地域福祉推進機関の充実

- 地域福祉事業推進の中心機関である社会福祉協議会は、社協支部活動や地域に根差したふれあい・いきいきサロン活動などを展開するとともに、福祉施設の運営や在宅福祉サービス「せいむ」の運営、赤い羽根共同募金運動への協力などを行っています。
- 民生委員・児童委員活動の日常的な活動支援を進めるとともに、民生委員・児童委員と自治会等との防災面での連携促進、高齢者に関する地域ケア会議での連携などに努めています。

(2) 地域福祉事業の計画的推進

- 地域福祉の計画的推進については「第2期常総市地域福祉計画」や「常総市地域福祉活動計画(社会福祉協議会)」、高齢者福祉や介護保険については「高齢者プラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)」、障がい者福祉については「常総市障がい者プラン(障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)」、子育て支援・児童福祉については「常総市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に施策を推進しています。また、各計画とも定期的に見直しを実施しています。
- また、平成30年度には自殺対策基本法に基づく自殺対策計画を策定し、自殺対策に全庁的に取り組むこととしています。
- 生活困窮者対策として、各種の貸付事業や自立支援事業(就労支援、家賃の支援、家計相談など)を実施するとともに、生活保護制度の適正な運用と被保護者の自立支援に努めています。
- 児童やひとり親、寝たきり高齢者、障がい者(児)などへの各種手当については、制度改正等に関する案内や周知の徹底に努めています。

(3) 地域包括ケアマネジメントの充実

- 地域包括ケアマネジメント体制の確立を目指し、茨城県リハビリテーション専門職協議会と連携した地域リハビリテーション活動支援事業を開始しました。今後も地域ケア個別会議・ケアプラン検討会においてリハビリテーション専門職協議会の参加を依頼することとなります。
- 地域包括支援センターにおいては専門職や関係機関と連携し、高齢者の「包括的・継続的ケアマネジメント」を行うとともに、生活支援コーディネーター事業を開始し、ボランティアなどを含めた多様な主体による生活支援体制の整備に努めています。
- 社会福祉協議会において、高齢者などの「たまり場」となる、「ふれあい・いきいきサロン活動」を推進しており、平成30年度は24団体に支援を行って

います。また、要援護者の安否確認や福祉ニーズの発見、見守り活動などを行う「ほほえみネットワーク」事業を展開しています。

- 障がい者（児）に対しては相談支援事業所と連携し、障がい者（児）の生活課題の解決に向けた具体的なサービス利用に向けたケアマネジメントを行っています。

（４）福祉サービスの質の向上

- 福祉サービス事業の質の向上を図るため、茨城県の推進する福祉サービス第三者評価事業の受審を検討しています。
- また、介護保険制度ではグループホームのみ外部評価を受け、結果を市に提供してもらい、取りまとめて県に報告しています。
- サービス利用の苦情窓口の周知を図るため、サービス利用契約書に苦情窓口を明記させるなど制度の基準に基づいて実施しています。
- 社会福祉法人の指導監査については、市内の社会福祉法人への指導監査を行うなど基準に基づく対応に努めるとともに、県の研修会に参加し、指導監査の知識の習得を行っています。

《基本目標3》ふれあいのあるコミュニティづくりについて

（１）安心・安全・共生のまちづくり

- 市民に「福祉のまちづくり」に関する情報を周知するため、「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」、「同情報ガイドライン」、「茨城県人にやさしいまちづくり条例」などについてポスター掲示やチラシの配布を行っています。
- 防犯キャンペーンやイベント開催、チラシの配布など防犯意識の高揚を図るとともに、石下庁舎に消費生活センターを設置し相談日を増加させるなど、消費者対策の充実に努めています。
- 平成29年から、予約型乗合交通「ふれあい号」事業と連携した「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を開始し、平成30年度には87件の返納がありました。

（２）避難行動要支援者

- 国により作成が義務付けられている「避難行動要支援者名簿」は、作成管理の上適宜見直しを行っています。
- 避難行動要支援者マニュアルを作成するとともに、それに基づく「個別避難支援プラン」の作成と定期的な更新を進めています。
- 「福祉避難所運営マニュアル」は、地域防災計画の改定に合わせて水害時の教訓を反映しながら作成し、障がい者などの意見を反映しながら更新しています。

(3) 虐待防止・人権擁護

- 児童虐待の防止に向け、「常総市子どもを守るネットワーク協議会」を中心として関係機関の連携と情報共有を図るとともに、個別の支援方法の検討を行っています。
- DV防止に向け、パープルリボン運動による啓発の推進や、高校生を対象としたデートDV講座等を開催しています。
- 高齢者の虐待防止に向け、関係機関の連携と情報共有を図っています。
- 障がい者（児）に対しては、社会福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を設置しました。関係機関が連携して対応方針や役割分担を決め、対象者の保護に努めています。

(4) ボランティア活動の振興

- 社会福祉協議会の「ボランティア・市民活動センター」では、市民のボランティア活動の支援を行っています。登録団体は65団体（平成30年度末現在）あり、ボランティアに関する相談や情報紙(DO-MO)の発行やボランティア保険の加入促進を行っています。
- 社会福祉協議会では、ボランティア連絡協議会を組織しています。現状では25団体（平成30年度末現在）が登録し、研修会や会報「たんぽぽ」の発行などを行っています。
- 平成27年に発生した水害時には社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、多くのボランティアの受入れを行いました。
- 社会福祉協議会は地域福祉意識の啓発を図るため、小・中学校や企業、団体への福祉出前講座(体験学習)を行っています。

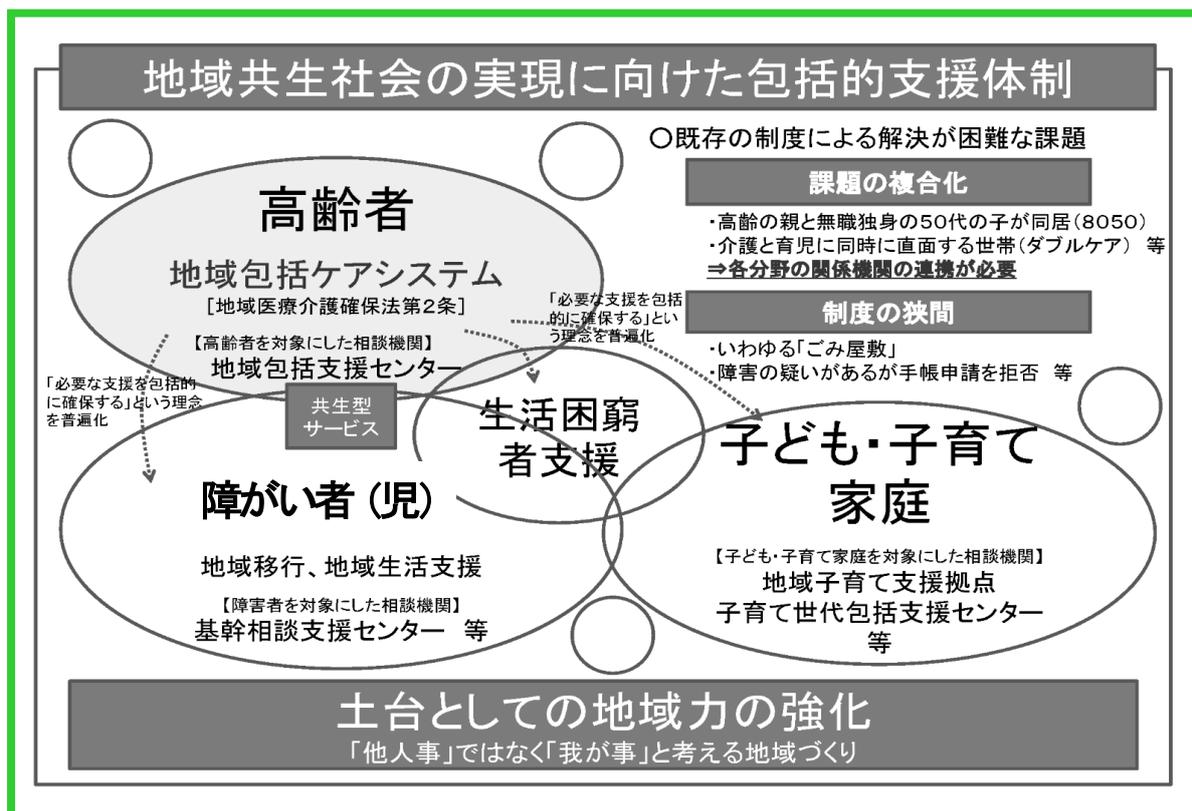
(5) 地域福祉の担い手づくり

- 市民の「こころ」のバリアフリーを目指し、団体の研修会において障害者の権利に関する条約や具体的な事例を用いた研修を行うなど「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいます。また、差別解消に向けての広報や中学生を対象としたユニバーサルマナー講座などを行っています。
- 社会福祉協議会ではボランティア団体や福祉施設、市民活動団体などと連携し、ふくし祭りを開催するなど地域福祉の推進に努めています。また、「ふれあい・いきいきサロン活動」を支援するため、交流会や研修会を開催しています。
- 常総市介護予防推進員や常総市シルバーリハビリ体操指導士の会は、自身の介護予防活動に努めるとともに、周囲の高齢者世帯への見守り活動や日常生活のちょっとした支援を行っています。また、地域の公民館などで介護予防教室を開催しています。

5 本市における地域福祉の課題

(1) 課題設定の考え方

第3期常総市地域福祉計画の課題の設定に向けては、「地域共生社会」の実現に向けての考え方から課題を想定します。必要な考え方は以下のようになります。

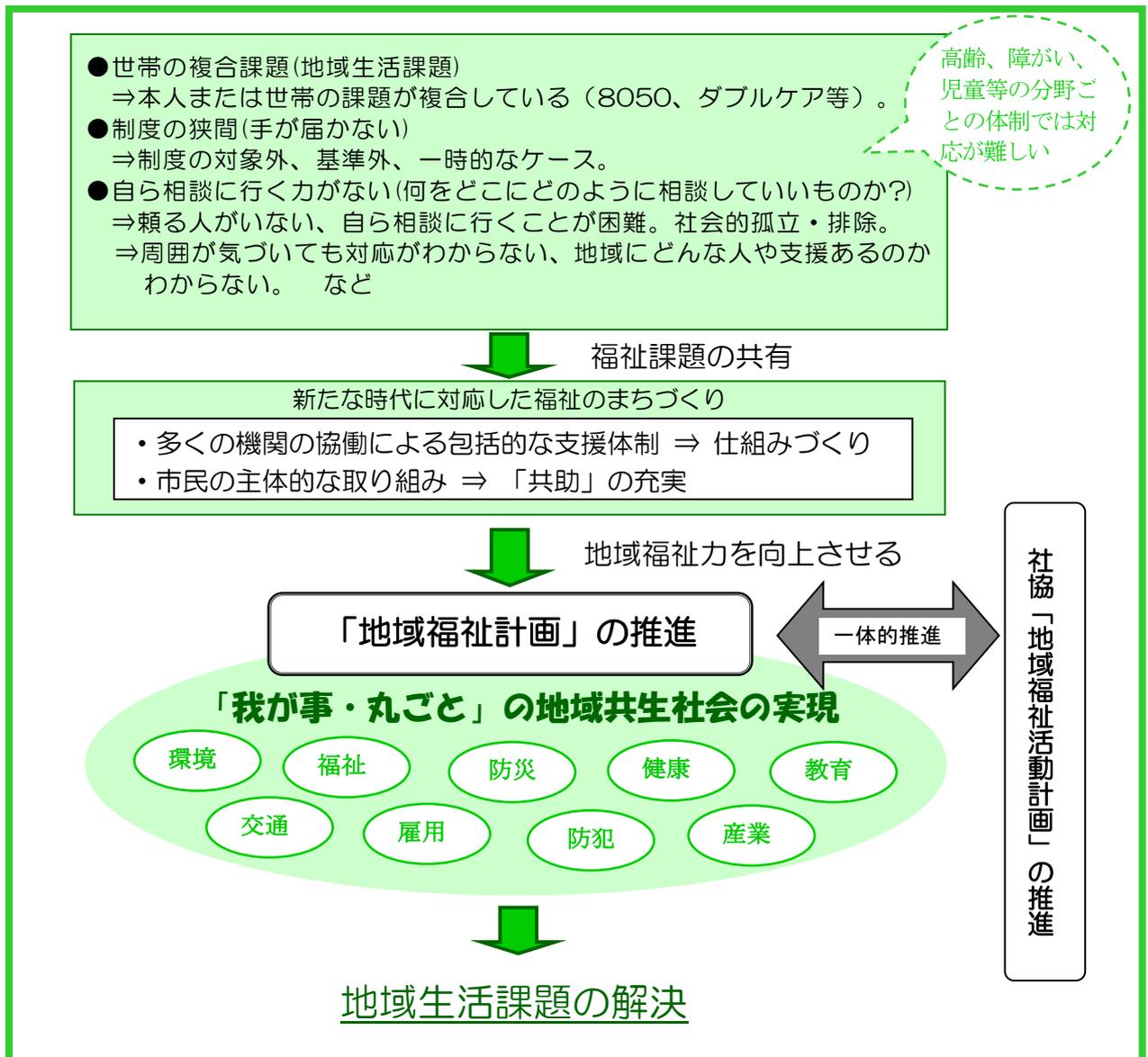


資料：厚生労働省作成資料

特に、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の福祉制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合化してきていることが浮き彫りになっています。

そのため、今後の地域福祉を推進する重点課題として、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の仕組みを構築していくことが重要になります。

◆ 「地域共生社会」の構築に向けて



(2) 第3期常総市地域福祉計画の課題

以上のことを踏まえ、本計画の課題を以下のように設定します。

【課題1】地域共生社会の実現に向けた地域づくり

【市民主体の課題把握と解決(我が事)、課題を包括的に受け止める場(丸ごと)、身近な地域での体制、市全体での包括的な体制】

- 地域生活課題が複雑化する中では、市民が主体となって身近なところで課題を発見し解決していくことが重要になります。
- そのためには、身近な地域で包括的に課題を把握、整理し解決できる体制づくりや、それを全市的な視点から支える体制整備が必要です。
- また、身近なところで市民が交流し、共通体験を積み重ね様々な課題と解決の方向性を共有する場が必要となります。

【課題2】福祉サービスの利用の推進

- アンケート調査からは相談しても必ずしも解決に至らなかった現状や、福祉情報の提供の充実を求める声がありました。
- 福祉サービスを利用するスタート地点として、相談事業や情報提供の充実を図っていく必要があります。

【課題3】地域福祉事業の充実

- 福祉サービスは地域の中で豊富に多様に存在する必要があります。
- 市が策定する福祉の分野別計画に基づくサービス提供基盤の整備や包括的な提供体制の確立が重要です。
- また、社会福祉協議会を始めとするさまざまな機関が、その特徴を活かしたサービスを充実させ、サービスの隙間のない地域づくりを進める必要があります。

【課題4】ふれあいのあるコミュニティづくり

- 高齢者や障がい者（児）が災害時でも安心して対応できる仕組みや、犯罪に巻き込まれない体制づくりが望まれています。
- また、自動車が運転できなくても、地域内で不自由なく生活できる環境整備も大切です。
- 認知症になっても安心できる社会づくり、虐待の防止などにも取り組む必要があります。
- 地域共生社会の実現に向け、市民一人ひとりの福祉意識の向上が必要です。

◇◆ 第3章 ◆◇
基本理念・基本目標

(中扉裏)

1 基本理念

健やかで 幸福を分かち合うまち

～ ひとりの暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう ～

◇◆ 基本理念の考え方 ◆◇

第3期常総市地域福祉計画の基本理念は、「市民、地域・団体、行政」の役割を次のように考え、常総市が目標とする地域福祉のイメージの実現をめざすものです。

『自助』市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉の大切さや重要性を認識し、地域社会の一員として自覚して行動していくことが大切です。

まず、地域活動やボランティア活動など身近にできること、やれることから始め、社会活動に積極的かつ主体的に関わっていきましょう。

『共助』地域・団体の役割

福祉を担っている地域団体や福祉サービスの提供事業者は、福祉課題に対して自らできることを積極的に行い、福祉のまちづくりに努めましょう。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な組織として、今後も活発な地域福祉活動の展開が期待されます。

『公助』行政（市）の役割

行政は地域福祉を推進するにあたり、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

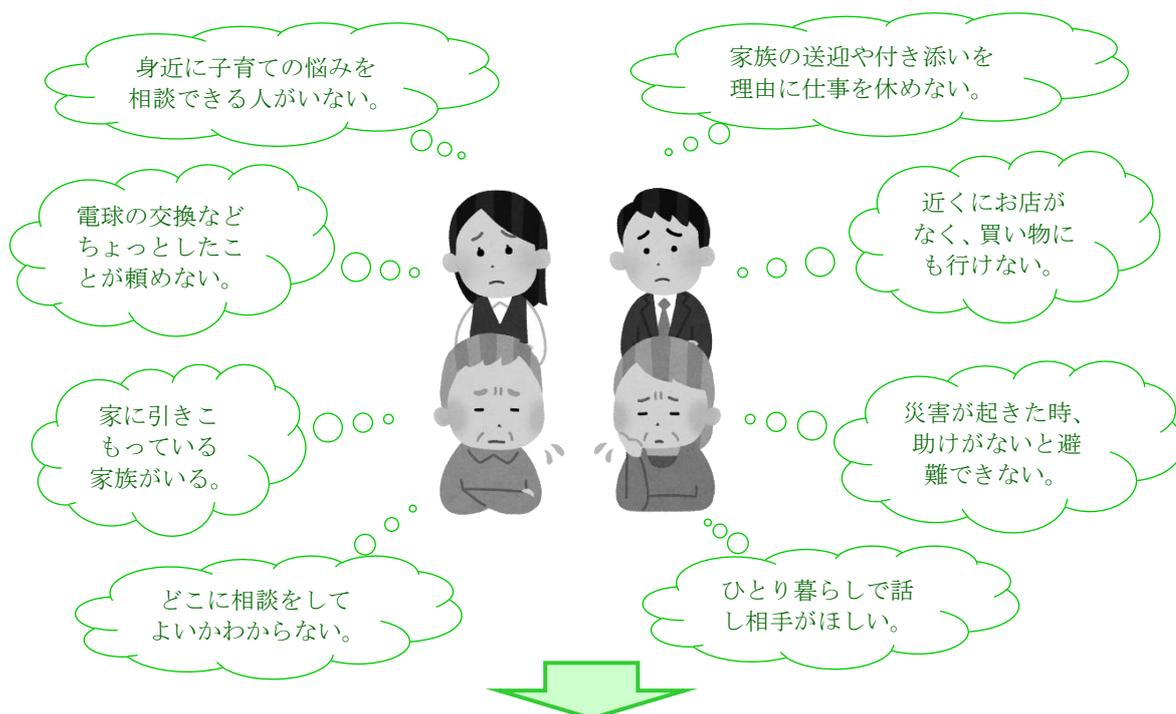
市における地域福祉の取り組み状況について、周知・啓発に努めるとともに、国や県、地域団体や市民等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進していきます。

◇常総市が目標とする地域福祉のイメージ

「地域福祉」とは、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、だれもが家庭や住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしくいきいきと生活ができるように、『地域共生社会づくり』を進めていくことです。

市も社会福祉協議会も地域住民もみんなが「健やか じょうそう」の一員として、共に力を合わせて、地域の支え合いによる福祉を推進していきましょう！

地域には、いろいろな「困った」を抱えている人が生活しています。



このような、いろいろな「困った」を解決したり、『地域共生社会づくり』を推進するためには、行政（市）が行う福祉サービスだけで対応することは難しくなっています。地域で暮らすだれもが、地域福祉の対象者にも担い手にもなります。

地域福祉の担い手とは、

市民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、常総市介護予防推進員、常総市シルバーリハビリ体操指導士の会、ボランティア・NPO法人、自治区長、地域団体、福祉サービス提供事業所、企業・商工会、医療機関等々

2 重点目標・基本目標

本市の総合計画である「じょうそう未来創生プラン」はまちづくりの理念として「 (さん) たのまちづくり」を掲げています。

地域福祉計画も、地域共生社会の実現を図る重点目標を設けるとともに「ためになる福祉のまち」、「たよりになる福祉のまち」、「たすけあう福祉のまち」の「 (さん) たの福祉のまち」を基本目標とします。

《重点目標》 地域共生社会の実現に向けたまちづくり

- (1) 身近な地域を基礎とした福祉の地域づくり
- (2) 身近な地域の拠点（小さな拠点）づくり

『基本目標 1』 ためになる 福祉のまち > 福祉サービス利用の推進

- (1) 適切かつ総合的な福祉情報の提供
- (2) 親しみやすい相談業務の実施
- (3) 福祉サービス利用援助事業等の実施

『基本目標 2』 たよりになる 福祉のまち > 地域福祉事業の充実

- (1) 地域福祉推進機関の充実
- (2) 地域福祉事業の計画的推進
- (3) 地域包括ケアマネジメントの充実
- (4) 福祉サービスの質の向上

『基本目標 3』 たすけあう 福祉のまち > ふれあいのあるコミュニティづくり

- (1) 安心・安全・共生のまちづくり
- (2) 避難行動要支援者対策
- (3) 虐待防止・人権擁護
- (4) ボランティア活動の振興
- (5) 地域福祉の担い手づくり

3 地域共生社会の実現に向けた まちづくり 《重点》

(1) 身近な地域を基礎とした福祉の地域づくり

本市は、市民の身近な地域で困っている人を見逃さず、相談対応につなげ、福祉サービスや身近な生活支援、地域で見守る重層的な取り組みを進めていくものです。

例えば、生活困窮者など、地域生活で支援を必要とする人



【市民に身近な地域の連携】 関係者のネットワークを通じて、支え合いの地域づくりを担う。

- ・各地域において、関係者のネットワークを通じて、支え合い・助け合い活動を行います。
- ・各地域では対応が難しいことについては、市全体の関係者のネットワークを通じて検討を進めます。
- ・必要に応じて、明らかになったニーズに寄り添いつつ、関係機関につなぎます。



【市行政を中心とした連携】 包括的な相談支援体制、連携体制を構築する。

- ・生活困窮者など支援を必要とする人に対して様々な相談窓口を用意し、適宜、相談対応にあたります。
- ・どの窓口でも相談者が来たら、しっかり話を聞き、各窓口が連携して有機的に情報をつなげます。
- ・相談対応のうえ、継続的に支援が必要な場合、市、事業所や関係機関等によるケース会議等を開催し、地域で生活するための支援策を検討します。
- ・地域の民生委員・児童委員などと連携して、地域生活への移行をバックアップします。



【市全体の連携】 市民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを進める。

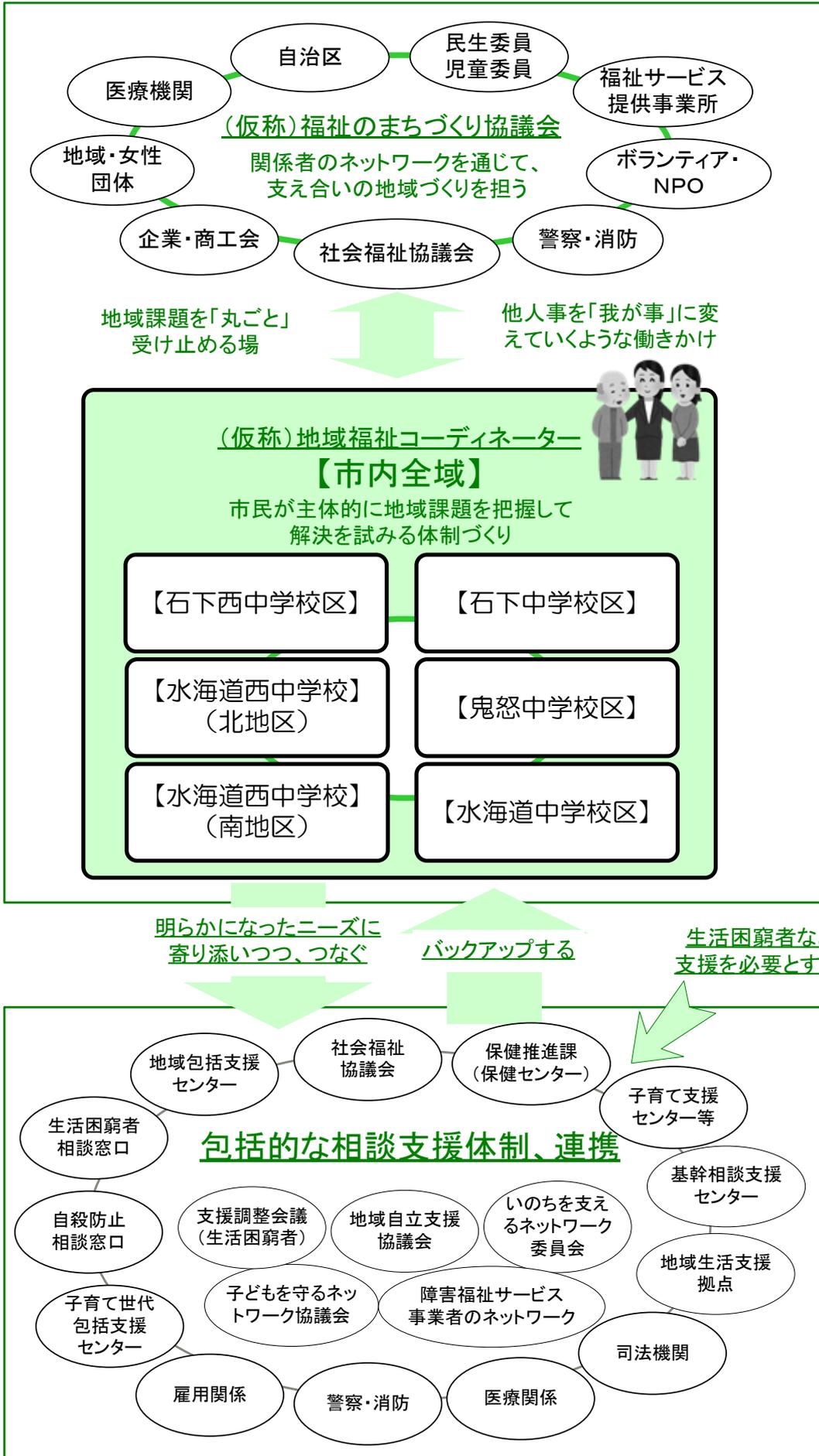
- ・他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行います。
- ・地域課題を「丸ごと」受け止める場として機能します。

【身近な地域で、包括的な相談支援体制づくりのイメージ図】

市全体の連携

市民に身近な地域の連携

市行政を中心とした連携



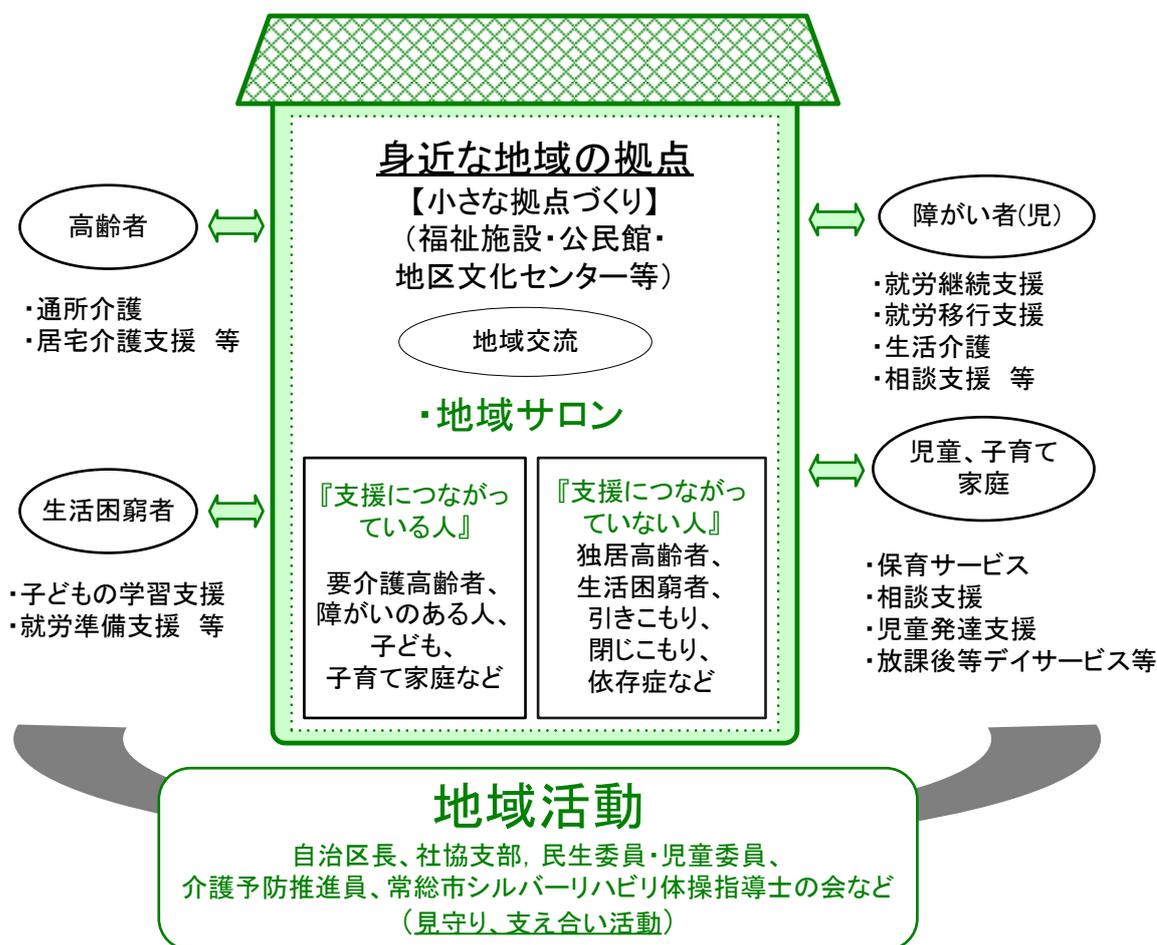
(2) 身近な地域の拠点（小さな拠点）づくり

身近な地域で地域福祉を推進するため、生きがいつくり、地域交流などを行うことで、身近な地域で生活を継続できるよう地域資源を提供する体制を築いていく必要があります。

そのため、身近な地域の拠点を確保するため、公民館や地区文化センター、福祉関係施設などの公共施設等を有効的に活用することを想定します。小さな拠点には、すでに福祉サービスなどの「支援につながっている人」、また「支援につながっていない人」も集まり、多様なサービスが提供されるイメージです。

それらを、自治区長、社協支部、民生委員・児童委員、常総市介護予防推進員、常総市シルバーリハビリ体操指導士の会など地域の助け合いの実行者、活動者、団体等が見守り支えていくことをイメージします。また、相談支援事業所やケアマネジャー、ボランティア、NPO法人、医療、福祉、事業所等と連携を図りながら支援を必要とする人の生活支援を行い、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための多面的な支援体制を構築するものです。

※「小さな拠点」づくりは、内閣府地方創生推進室が進めているもの。



◇◆ 第4章 ◆◇
計画の取り組み内容

(中扉裏)

『基本目標1』 ためになる 福祉のまち

➤ 福祉サービス利用の推進

◆第2期計画の到達点の概要◆

- ◇福祉情報の提供やサービス利用の促進については、日常生活自立支援事業の利用が進むなど成果が見られました。今後は、より細かで実践的な福祉情報の提供が求められています。ケアマネジャーやサービス提供事業者などと連携した、対象者にふさわしい情報提供の提供体制の強化が望まれます。
- ◇相談業務については、高齢者、障がい者（児）、子ども、生活困窮者などの分野において対応が強化されました。しかし、相談に来た市民が全て「満足」した結果となっていません。相談者に応じた適切な相談対応体制の整備が望まれます。
- ◇生活困窮者支援も含めた包括的な相談対応・福祉情報提供体制の充実が望まれます。

すべての市民が適切に福祉サービスを利用できるよう、市民のためになる情報提供や相談体制の整備を目指します。

基本目標1 ためになる 福祉のまち ➤ 福祉サービス利用の推進

(1) 適切かつ総合的な福祉情報の提供

(2) 親しみやすい相談業務の実施

(3) 福祉サービス利用援助事業等の実施

(1) 適切かつ総合的な福祉情報の提供

◆現状と課題◆

- 市民アンケートでは、「福祉に関する情報の入手のしやすさ」について「十分」と「まあ十分」を合わせて22.8%でした。
- 広報紙は市民が最も身近に感じている媒体であることから、今後も広報紙における福祉情報の提供を強化していく必要があります。
- また、意識調査の自由意見からは一般的な福祉情報の他にも、より細かく実務的な情報の提供や案内や紹介を望む声が多いため、各相談窓口において相談体制の充実とともに、相談者に応じた適切な情報提供に努める必要があります。
- さらに、本市には多くの外国人が居住しており、外国人に対応する福祉情報の提供が重要になっています。

◆基本方針◆

- 市民がいざという時に困らないように、日常的な福祉情報の発信充実を図ります。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | <ul style="list-style-type: none">○市の広報紙や社会福祉協議会の広報紙などを、よく読む習慣をつけます。○いざという時に困らないように、日ごろから福祉情報に積極的に触れる習慣をつけます。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | <ul style="list-style-type: none">○自らの活動や福祉のことについて、口コミでどんどん発信していきます。 |
| サービス提供事業者 | <ul style="list-style-type: none">○提供しているサービス内容や利用方法、連絡方法などをホームページへ掲載するとともに、パンフレットを作成して配布するなどPRに努めます。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会の活動内容をホームページに掲載するとともに、「ふくしJOSO」などを充実します。 |
| 行政（市）の取り組み | <ul style="list-style-type: none">○広報紙において、福祉に関する情報提供を強化します。○必要な時に必要な情報が得られるパンフレットの作成や充実を図ります。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 広報紙の情報提供 《継続》 | ○広報「常総」等に保健・医療・福祉に関する情報を掲載します。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課、 保健推進課、 健康保険課 |
| ホームページ及びSNS等での情報発信 《新規》 | ○保健・医療・福祉に関する情報をホームページ及びSNS等を活用し、情報発信します。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課、 保健推進課、 健康保険課 |
| 各種パンフレットの作成 《新規》 | ○制度改正等に伴うサービス提供の方法や内容の見直し、各部門別計画の見直しなどに対応するとともに、パンフレットを作成し市民や団体、関係機関に周知します。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課、 保健推進課 |
| 外国人への福祉情報の提供充実 《新規》 | ○外国人向けガイドブックの福祉情報の充実を図るとともに、福祉制度に精通したピアサポーターの育成に努めます。 | 市民と共に考える課、 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課、 保健推進課 |

注) 事業名の《新規》は、第2期地域福祉計画に掲載されていない事業です。他の分野別計画において、既に事業が位置づけられているものもあります。(以下同様)

(2) 親しみやすい相談業務の実施

◆現状と課題◆

- 市民アンケートでは、「市民の悩みごとやストレスを家族や親せき以外に相談した経験がある」人は41.4%であり、その相談先は「友人・知人」が81.5%、「病院・薬局、カウンセラー」が18.2%、「市の各種相談窓口」が7.3%、「社会福祉協議会」が2.4%、「民生委員・児童委員」が1.0%となっています。
- また、相談後の状況は「解決しなかった」が27.6%で、解決しなかった場合に別の相談機関を「教えてもらえなかった」が15.2%、「解決しないと考え教えてもらわなかった」が43.0%となっています。
- 相談業務については、市民の生活課題を把握し、対応策を検討する上での「起点」となるため、地域福祉を推進する上でも最も大切な業務です。
- 相談に来る市民は、一定の覚悟や深い不安を持っています。相談に来た市民に対して、相談したことを「失望」させることなく、課題解決に向けて明るい「希望」を持ってもらえるような相談対応体制の構築が必要になります。

◆基本方針◆

- 相談者が必ず何らかの成果を実感できるような相談対応体制の確立を目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談者の不安や困りごとをよく理解し、必要があれば専門的な相談機関などの紹介や同行するようにします。 ○日頃から、相談窓口のことについて理解しておくようにします。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | <ul style="list-style-type: none"> ○市民から気軽に相談してもらえるよう、日頃から市民との信頼関係づくりをこころがけます。 ○地域の関係機関の人などと「顔見知り」になり、市民の相談に適切に対応できるようにしておきます。 |
| サービス提供事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用者の隠れた不安などの相談に積極的に応じられるよう、職員の福祉意識の向上を図ります。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○心配ごと相談や法律相談だけでなく、サロン活動やサービス提供事業などを通じて市民の困りごとや心配ごとを把握して対応します。 |
| 行政（市）の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者（児）、子ども・子育て、生活困窮、教育などの各種相談窓口の体制強化と連携強化を図ります。 ○関係機関と連携した市全体の相談支援体制の充実を図ります。 ○相談者の置かれている状況などをよく聞き、真に必要な相談対応を行います。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| (仮称)地域福祉コーディネーターの育成・確保《新規》 | ○市全体の相談支援業務のスーパーバイザーとして、(仮称)地域福祉コーディネーターの育成・確保に努めます。 | 社会福祉課 |
| 高齢者相談窓口の充実と周知徹底《継続》 | ○高齢者相談窓口の体制の充実と周知を図ります。 | 幸せ長寿課 |
| 相談窓口の質の向上《継続》 | ○相談対応体制の向上を図るため、関係機関と連携し研修や情報の共有に努めます。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課、 保健推進課 |
| 障がい者(児)相談支援事業《継続》 | ○窓口専門職員を配置し、相談対応体制の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 基幹相談支援センターの設置《新規》 | ○一般的な相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供等、相談支援機能の強化を図ります。 | 社会福祉課 |
| 地域子育て支援センター《継続》 | ○こども課との連携強化を図るなど、相談対応体制の充実を図ります。 | こども課 |
| 子どもや子育て世代に対する相談体制の充実《新規》 | ○子どもや子育て、家庭環境などに関する相談に包括的に対応するため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室の連携強化と専門職の配置による体制強化を図ります。 | こども課、 保健推進課 |
| 生活困窮者への相談体制《拡充》 | ○生活困窮者の自立を目指し、就労支援事業などに対応した体制整備を図ります。 | 社会福祉課 |
| 自殺対策の推進《新規》 | ○窓口を訪れた市民の生活課題を敏感に察し、課題解決に向けた相談機関への適切な誘導に努めます。 | 全課 |
| 健康相談《継続》 | ○健康づくりは幸せの根幹であり、相談事業や健診・検診事業を推進します。 | 保健推進課 |
| 教育相談《継続》 | ○相談需要は高いことから事業を継続します。 | 指導課 |

(3) 福祉サービス利用援助事業等の実施

◆現状と課題◆

- 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が地域で生活するうえで、成年後見制度や日常生活自立支援事業は重要な役割があります。
- 市民アンケートでは、社会福祉協議会の活動の中で「日常生活自立支援事業・貸付事業を知っていた」人は20.8%でした。
- 特に、日常生活自立支援事業は当事者の金銭管理や権利擁護のみならず、生活課題全般の把握につながりやすく、生活の改善や課題解決のきっかけとなります。これらは、包括的支援体制の構築に向けての重要な事業であり、今後も対象者の拡大に努める必要があります。
- また、サービス利用の促進という観点からは、市民へのサービス内容や利用条件の周知徹底が最も重要なことです。ケアマネジャーやサービス提供事業者などと連携した、対象者にふさわしい情報提供の強化が望まれます。
- 民生委員・児童委員アンケートでは、最近の地域の状況として「生活困窮者が増えている」が15.2%となっており、生活困窮者が福祉サービスを利用しやすい環境整備も重要です。

◆基本方針◆

- すべての市民が必要に応じて、いつでも福祉サービスが使える地域社会を目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | ○困っている人がいたら、市や社会福祉協議会を紹介します。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | ○困っている人がいたら、必要に応じて関係機関や市、社会福祉協議会を紹介したり、そのサービス内容の情報提供をします。 |
| サービス提供事業者 | ○サービス利用者の経済状況などを勘案し、必要な手続きなどを紹介します。 |
| 社会福祉協議会 | ○日常生活自立支援事業や貸付事業などにより、継続的に寄り添い、サービスの利用による生活の安定を目指します。 |
| 行政（市）の取り組み | ○サービスが必要な人が受けられないことがないように、サービス提供事業者や社会福祉協議会、関係機関との連携を強化します。 ○すべての人が適切なサービスが受けられるように制度の見直しや充実を図ります。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|-------------------------|-----------------|
| 成年後見制度利用支援事業《継続》 | ○成年後見制度利用に伴う助成を実施します。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課 |
| 介護保険利用料助成事業《継続》 | ○事業を見直し、対象者の要件などを変更します。 | 幸せ長寿課 |

『基本目標2』 たよりになる 福祉のまち

➤ 地域福祉事業の充実

◆第2期計画の到達点の概要◆

- ◇地域福祉の担い手として社会福祉協議会の役割が重要となっています。市行政では対応できない継続的・専門的サービスの担い手、さらには、市民福祉活動の調整役、包括的支援の柱として機能の強化が望まれます。
- ◇民生委員・児童委員については、地域に根差した市民に最も身近な福祉の窓口としての役割が期待されています。
- ◇本市において構築されつつある高齢者に対する地域包括ケアシステムを一つのモデルとして、障がい者（児）や子ども、生活困窮者に対する包括的な支援体制のビジョンを検討する必要があります。
- ◇分野別計画は定期的にニーズ調査を行い、サービスの見込みや整備方針を市民や福祉関係者が共有し、サービス提供基盤の整備に努める必要があります。
- ◇福祉サービスの質の維持・向上を図るために、サービス提供事業との連携体制は重要となっています。
- ◇市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの団体、サービス提供事業者などが参画し、それぞれの長所や個性を活かした、隙間がなく効率的で包括的な支援システムを構築することが大切です。

市民にたよりにされる福祉サービスの提供基盤や包括的な支援体制の構築を目指します。

基本目標2 たよりになる 福祉のまち ➤ 地域福祉事業の充実

(1) 地域福祉推進機関の充実

(2) 地域福祉事業の計画的推進

(3) 地域包括ケアマネジメントの充実

(4) 福祉サービスの質の向上

(1) 地域福祉推進機関の充実

◆現状と課題◆

- 市民アンケート調査では、常総市社会福祉協議会については、「名称も事務所の場所も知っている」が29.8%、「名称は知っているが、場所は知らない」が42.1%で合わせると7割以上の市民が「名称を知っている」と回答しています。
- また、約半数の市民は、社会福祉協議会が地域福祉活動を担う中心的な組織であることを「知っていた」と回答しており、市民からは一定の認知度があるものと考えられます。
- 一方で、社会福祉協議会で日常生活自立支援事業や貸付事業を行っていることを「知っている」市民は20.8%、市民の会費が運営の財源の一部となっている事を「知っている」市民は25.9%となっており、社会福祉協議会の「深い」内容までの周知は進んでいない状況です。
- 民生委員・児童委員の認知度については、約3割の市民が民生委員・児童委員の名前を「知っている」と答えています。一般市民は、何らかの生活課題や地域課題が自らの身に起こらない限り、民生委員・児童委員と接触する機会が乏しいことを想定すると、決して低くない認知度と評価できます。
- 今後も、社会福祉協議会の活動内容や運営状況、民生委員・児童委員の活躍の様子などをPRしていくことが大切です。

◆基本方針◆

- 多くの市民が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動を理解し、共感し、活動を支援する地域社会を目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|----------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | ○社会福祉協議会や民生委員・児童委員、常総市介護予防推進員などの活動を理解し、活動を支援し参加するようにします。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | ○日ごろの活動について情報を共有するなど、連携して活動に取り組みます。 |
| サービス提供事業者 | ○利用者の生活課題に対応できる、多様なサービスを紹介します。 |
| 社会福祉協議会 | ○市と連携し、地域福祉活動計画に基づき、計画的に地域福祉事業を推進します。 |
| 行政（市）の取り組み | ○地域福祉に関係する団体や組織の連携強化に努めます。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------|
| (仮称)福祉のまちづくり協議会の設置《新規》 | ○「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を担う多様な機関が情報や課題、方向性を共有する協議会を設置します。 | 市民と共に考える課、社会福祉課、幸せ長寿課、こども課、関係各課 |
| 社会福祉協議会との連携・事業支援《拡充》 | ○社会福祉協議会に対して事業委託や職員人件費の補助などを強化します。 | 社会福祉課 |
| 民生委員・児童委員との連携・事業支援《拡充》 | ○民生委員・児童委員活動への支援を強化します。 | 社会福祉課 |
| 自治区やNPO法人等が行う福祉活動との連携・事業支援《新規》 | ○自治区やNPO法人等が行う福祉活動に対して支援を行います。 | 市民と共に考える課、総務課 |
| 地域福祉基金の活用事業《継続》 | ○福祉活動団体に対する助成など、多くの市民に還元できる事業を行います。 | 社会福祉課 |
| 赤い羽根共同募金運動の支援《継続》 | ○赤い羽根共同募金運動の周知や募金活動の支援を行います。 | 社会福祉課 |

(2) 地域福祉事業の計画的推進

◆現状と課題◆

- 市民アンケートからは、今後の重要な取り組みとして「情報提供」や「防災」「防犯」などとともに「サービスの提供充実」が多く指摘されました。
- 地域に、いつでも、必要な時に必要なサービスを受けられる基盤を構築することは、地域福祉を推進する上での基礎となります。
- 分野別の計画を定期的に見直し、市民ニーズの変化や制度改正に対応していくことが大切です。
- 分野別のサービス提供の見込みや目標の達成に向けて、市を始めとして事業者やNPO法人、施設等を受入れる地域市民などの連携と協力が大切になります。

◆基本方針◆

- 市民ニーズに対応できる福祉サービスが整備された地域社会を目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | ○地域内に福祉施設などが立地しようとする時は、その趣旨をよく理解して行動します。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | ○地域内の福祉サービスの整備状況をよく理解し、困っている人がいれば積極的に情報を提供します。 |
| サービス提供事業者 | ○分野別計画のサービス整備目標などを尊重し、地域に必要なサービス提供を図ります。 |
| 社会福祉協議会 | ○地域福祉活動計画に基づき、計画的にサービス提供を進めます。 ○地域に必要でありながら、対応ができないサービスなどを把握し、市と連携して迅速に対応できるようにします。 |
| 行政（市）の取り組み | ○市民ニーズの把握に努め、地域に必要なサービス整備目標の見直しを進めます。 ○分野別計画のサービス整備目標に基づき、地域に必要なサービスの整備や誘致に努めます。 |

◆ 具体的な市の事業 ◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 分野別行政計画に基づいた計画的なサービス提供《継続》 | ○老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者プランなどを定期的に見直し、地域ニーズに即したサービス提供基盤の整備を図ります。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課 |
| 各種手当の支給《継続》 | ○制度改正等による案内や周知を徹底し、漏れなく適正な支給を図ります。 | 社会福祉課、 こども課 |
| 戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務《継続》 | ○令和2年度の特別弔慰金支給事務の遂行に努めます。 | 社会福祉課 |
| 平和を尊ぶ事業《継続》 | ○令和3年度に戦没者追悼式の開催を予定します。 | 社会福祉課 |

(3) 地域包括ケアマネジメントの充実

◆現状と課題◆

- 高齢者の分野においては、地域ケア会議の充実や生活支援コーディネーターの設置など地域包括ケアシステムの構築が着実に進捗しています。
- また、社会福祉協議会が地域で展開する「ふれあい・いきいきサロン」は地域に根差した予防的福祉の観点とともに、地域包括ケアの視点からも重要な事業です。
- 障がい者については、基幹相談支援センターの整備を図るとともに、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み、地域生活拠点の整備など重要な事業の推進が望まれています。
- また、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターに加え、近年課題となっている児童虐待などを意識した「子ども家庭総合支援拠点」や、子どもの貧困対策など、子どもをめぐる包括的な支援体制の具体化が必要となっています。
- 常総市自殺対策計画には、自殺対策の地域ネットワークの一環として「いのちを支えるネットワーク委員会」が位置づけられており、高齢者、障がい者(児)、子ども、生活困窮者などの包括的支援の枠組みの中で機能を強化していくことが大切になっています。
- さらに、外国人の相談に対応できる体制整備も重要な課題となります。

◆基本方針◆

- 複合的な課題に対応できる包括的な支援体制のある地域づくりを目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | ○困ったことがあれば、勇気を出して市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などに相談します。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | ○困っている人の生活課題を適切に把握し、市や社会福祉協議会、専門機関などと連携して対応します。 |
| サービス提供事業者 | ○サービス利用者の生活課題をよく理解し、適切な支援やアドバイスを行います。 ○利用者のニーズに対応したケアマネジメントとサービス提供に努めます。 |
| 社会福祉協議会 | ○地域に根差した「社協支部活動」を充実します。 ○市民が主体的に活動する「ふれあい・いきいきサロン活動」を積極的に支援します。 ○市民が要援護者を見守る「ほほえみネットワーク」事業を推進します。 |
| 行政（市）の取り組み | ○複合的課題に対応するため、市の各相談機関や関係機関が連携し、包括的な相談支援が行える体制づくりに努めます。 ○高齢者支援のみならず、生活困窮者支援や障がい者（児）支援、子ども・子育て家庭支援などにおいても「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、地域共生社会の実現を目指します。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 包括的な相談支援の構築《新規》 | ○福祉部門以外も含めた市の相談機関や関係機関が連携し、包括的な相談支援が行える体制づくりに努めます。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課、 保健推進課、 関係各課 |
| 生活支援コーディネーターの配置《新規》 | ○地域の福祉資源の活用を図るため、生活支援コーディネーターを配置します。 | 幸せ長寿課 |
| 地域生活支援拠点整備事業《新規》 | ○障がい者(児)の包括的な支援を推進するため、地域生活支援拠点の整備を図ります。 | 社会福祉課 |
| ケアマネジメントの充実《継続》 | ○高齢者や障がい者(児)に対するケアマネジメントの充実を図ります。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課 |
| 生活保護事業《継続》 | ○被保護者の自立を支援し、法に基づき積極的な援助を行います。 | 社会福祉課 |
| 自立支援事業《拡充》 | ○生活困窮者に対して就労支援、家賃の支援、家計相談、就労準備支援などを行います。 | 社会福祉課 |
| 就学援助《拡充》 | ○経済的な理由により学用品等の支出が困難な家庭に対して援助を行います。 | 学校教育課 |
| 子どもの学習支援、相談支援《拡充》 | ○子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図るため、学習支援、相談支援を行います。 | 社会福祉課、 指導課 |
| 貸付事業《継続》 | ○母子家庭等を対象とした生活資金や就学資金、住宅資金などの貸付を行います。 | こども課 |
| 外国人への相談体制の整備《新規》 | ○外国人が円滑に相談できるように、多言語に対応できる相談員や翻訳機の配置を進めます。 | 市民と共に考える課、 関係各課 |

(4) 福祉サービスの質の向上

◆現状と課題◆

- 福祉サービスの質の向上を図るため、制度に基づく指導や第三者による評価制度の導入を促進しています。
- サービス提供事業者が提供するサービスの質については、市としては利用者からの苦情等に対応し、事業者への指導監督を適切に行うことが基本となります
- 第三者評価制度や福祉サービスごとの基準に基づく対応を行い、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

◆基本方針◆

- 利用者もサービス提供事業者も、気持ちよくお付き合いできる環境づくりを目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | ○サービスに対する苦情や意見があれば、市の相談窓口にご相談します。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | ○市民からサービスに対する苦情や意見を受ければ、市の相談窓口の紹介や、窓口への連絡を行います。 |
| サービス提供事業者 | ○第三者評価を受審するように努めます。 ○サービスの質の向上や利用者の満足度を高めます。 ○利用者が福祉の理解を深めることができるように努めます。 |
| 社会福祉協議会 | ○第三者評価による受審を継続します。 ○サービスの苦情や意見を受け付ける窓口の活用を進めます。 |
| 行政（市）の取り組み | ○サービス利用者に苦情や意見の窓口の周知を図ります。 ○市の福祉施設の第三者評価の受審を図るとともに、民間施設の受審を促進します。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------|----------------------------------------|--------------------------|
| 福祉サービス第三者評価推進事業《継続》 | ○福祉サービス事業者に茨城県の推奨する第三者評価事業の受審を促します。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課 |
| 福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報《継続》 | ○サービス利用者に苦情や意見の窓口の周知を図ります。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課 |
| 社会福祉法人監査指導《継続》 | ○市内にある事業所の法人認可、各種認定・承認・届出受理や指導監査を行います。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課 |

『基本目標3』 たすけあう 福祉のまち

➤ ふれあいのあるコミュニティづくり

◆第2期計画の到達点の概要◆

- ◇地域福祉を推進するには適切な情報提供と、粘り強い啓発活動が必要となります。
- ◇地域全体に対する安全、防災情報、ボランティアに関する情報、移動手段の確保等に関する情報など、広く生活に関する情報発信が必要です。
- ◇認知症高齢者対策や虐待の防止に向け、関係機関の連携強化が必要となります。
- ◇避難行動要支援者などへの対応は、個人情報の関係から情報の共有が困難な場合があります。当事者等の理解を得ながら適切な対応を図ることが求められています。
- ◇本市においても、地域交通の課題は深刻です。高齢者や障がい者（児）が気軽に外出でき、生活を楽しむ環境づくりが求められています。

市民一人ひとりがたすけあいながら、安心・安全に暮らしていけるまちづくりを目指します。

基本目標3 たすけあう 福祉のまち ➤ ふれあいのあるコミュニティづくり

(1) 安心・安全・共生のまちづくり

(2) 避難行動要支援者支援対策

(3) 虐待防止・人権擁護

(4) ボランティア活動の振興

(5) 地域福祉の担い手づくり

(1) 安心・安全・共生のまちづくり

◆現状と課題◆

- 近年、身近な場所で振り込め詐欺などの犯罪が多発していることから、高齢者や障がい者（児）に対する防犯意識の啓発は重要です。高齢者や障がい者（児）の防犯対策については、日常的な啓発事業の充実とともに、日常生活自立支援事業などより深く対象者に寄り添った支援も大切になります。
- 市民アンケートでは、身近な地域で気になることとして「防犯・治安・風紀の問題」が19.4%で、9項目中6位でした。
- また、市民の福祉環境に対する評価では、「バリアフリーの環境」に対する評価が「不十分」、「やや不十分」と答えた人が11項目中で1番多くなっています。
- さらに、市民アンケートの自由意見において、バスなどの地域交通の不便さやそれに伴う買い物や通院の困難性が指摘されています。高齢者の免許返納に伴う対策強化などを含め、移動手段を持たない交通弱者に対する支援が求められています。

◆基本方針◆

- 防犯対策や交通弱者の移動手段の確保など、身近な生活課題に対応できる地域社会を目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | <ul style="list-style-type: none"> ○身近な環境に気をつかい、お互い安心して気持よく生活できる環境づくりを進めます。 ○予約型乗合交通「ふれあい号」などを積極的に活用します。 ○勇気を出して、運転免許証の自主返納などを考えます。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | <ul style="list-style-type: none"> ○身近な環境に気をつかい、お互い安心して気持よく生活できる環境づくりを進めます。 ○地域の防犯対策に留意します。 ○環境上、問題のある空家については、市に情報を提供します。 |
| サービス提供事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の防犯対策などにも気を配ります。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○予約型乗合交通「ふれあい号」の利用者の声を聞き、利用条件の改善などにつなげます。 |
| 行政（市）の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設のバリアフリー化を着実に進めます。 ○振り込め詐欺などの防犯情報の提供に努めます。 ○予約型乗合交通「ふれあい号」の周知並びに運行の充実を図り、交通弱者の移動手段を確保します。 ○防犯や環境、防災の観点から空家対策を推進します。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------|
| ユニバーサルデザインの普及《継続》 | ○「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」などの普及啓発に努めます。 | 社会福祉課、 総務課 |
| 防犯意識の高揚・防犯体制の整備《継続》 | ○防犯意識高揚のため広報活動の充実や防犯協会の支援充実に努めます。 | 生活環境課 |
| 防犯情報の発信《新規》 | ○防災行政無線などを活用し、警察などと連携した不審な電話の発生情報や各種の防犯情報の提供を強化します。 | 生活環境課、 防災危機管理課、 関係各課 |
| 空家対策《新規》 | ○空家等の問題に対して、関係各課が連携して取り組みます。 | 都市計画課、 社会福祉課、 幸せ長寿課 |
| 消費者対策の推進《継続》 | ○消費者意識の高揚、啓発活動、相談業務を推進します。 | 消費生活センター |
| 子どもを守る 110 番の家《継続》 | ○子どもを守る 110 番の家の登録の確認や推進を図ります。 | 生涯学習課 |
| 自動車運転免許証自主返納事業《継続》 | ○自動車運転免許証の自主返納の啓発活動を行います。 | 生活環境課 |
| 予約型乗合交通「ふれあい号」の利用促進《新規》 | ○市民のニーズを把握しながら、利便性の向上を図ります。 | 市民と共に考える課 |

(2) 避難行動要支援者支援対策

◆現状と課題◆

- 市民アンケートでは、災害時に高齢者や障がい者（児）、乳幼児のいる家庭への対応として、「いざとなったら、声を掛け合って助け合えると思う」が30.2%、「まず自分の安全を確保し、その上で助らけれると思う」が38.9%となっています。
- 災害時には、多くの市民が互いに助け合いながら行動する心構えは出来ていることが伺えます。
- 一方、市民の福祉環境に対する評価では、「災害時に避難が難しい方への支援」に対する評価は「不十分」、「やや不十分」と答えた人が11項目中で3番目に多くなっています。
- 民生委員・児童委員アンケートでは、地域の中で緊急時に援護を必要とする人について「要援護者の名前は知っているし、支援方法も理解している」が46.8%となりましたが、自治区長アンケートでは、逆に「要援護者についての情報はない」が50.6%となっています。
- 民生委員・児童委員は、具体的な要援護者の情報を多くの人を持っているものの、自治区長では半数が持っていないなど、いざという時の対応に万全といえない状況がみられます。

◆基本方針◆

- 災害時でも、すべての市民が安心できる体制づくりを目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | <ul style="list-style-type: none"> ○日頃からハザードマップなどを活用して身近な地域の防災環境の点検や確認をしておきます。 ○災害時は、お互いに助け合って行動します。 ○市や防災機関の災害情報を正確に把握し、早めに避難や命を守る行動を起こします。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の状況をできるだけ共有し、ボランティアの協力を得ながら災害時に適切な対応がとれるように心がけます。 |
| サービス提供事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用者に災害時の対応の確認などを行います。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に避難行動要支援者などに対し、市と連携した適切な対応がとれるように心がけます。 |
| 行政（市）の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、災害時にすべての市民が安全に避難できる体制づくりを進めます。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 避難行動要支援者名簿《拡充》 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の適正な管理と見直しを進めます。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 防災危機管理課 |
| 「個別避難支援プラン」の作成《拡充》 | <ul style="list-style-type: none"> ○「避難行動要支援マニュアル」に基づき「個別避難支援プラン」の作成を図ります。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 防災危機管理課 |
| 福祉避難所運営マニュアルの充実《継続》 | <ul style="list-style-type: none"> ○「福祉避難所運営マニュアル」の充実を図り、訓練等を通じて運用の向上に努めます。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 防災危機管理課 |

(3) 虐待防止・人権擁護

◆現状と課題◆

- 虐待防止には、市民や当事者からの情報提供に適切に対応できる体制づくりが大切です。
- 民生委員・児童委員アンケートでは、虐待防止への対策として「困った時の相談窓口・体制の充実」が69.6%で最も多く、次に「保健・医療・福祉等関連機関の連携」が40.5%となっています。
- 自治区長アンケートでは、虐待防止への対策として「困った時の相談窓口・体制の充実」が72.7%で最も多く、次に「保健・医療・福祉等関連機関の連携」が39.5%となっています。
- 関係機関の連携した体制づくりや相談窓口の周知徹底が求められます。

◆基本方針◆

- 市民や関係機関が連携し、虐待やDVのない地域社会を目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | ○虐待などを見聞きしたら、ためらわず市や関係機関に連絡します。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | ○虐待などを見聞きしたら、市や関係機関に連絡します。 |
| サービス提供事業者 | ○虐待などを見聞きしたら、市や関係機関に連絡します。 |
| 社会福祉協議会 | ○虐待などを見聞きしたら、市や関係機関に連絡します。 |
| 行政（市）の取り組み | ○関係機関が連携した虐待防止の体制づくりに努めます。 ○子どもの虐待防止運動(オレンジリボン運動)、DV防止(パープルリボン運動)、自殺予防週間などを活用して、積極的なPR活動を行います。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 虐待防止対策の充実 《拡充》 | ○「常総市子どもを守るネットワーク協議会」や「障がい者虐待防止センター」、「地域包括支援センター」などが連携し、全市的な虐待の防止対応体制の充実を図ります。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課 |
| 虐待防止キャンペーン 《継続》 | ○DV防止に向けたパープルリボン運動、子どもの虐待防止に向けたオレンジリボン運動、DV防止に向けたパープルリボン運動などのPRを強化します。 | こども課、 幸せ長寿課、 人権推進課 |

(4) ボランティア活動の振興

◆現状と課題◆

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害時には、多くの災害ボランティアが本市で活躍してくれました。
- 市民アンケートでは、地域や自治区の手伝いやボランティアに「よく参加する、ときどき参加する」合わせて50.5%となっています。また、社会福祉協議会の活動で、ボランティアの支援・育成事業を行っていることを「知っていた」と答えた人は40.1%でした。さらに、本市の福祉環境への評価の中で、ボランティア活動について「十分、まあ十分」と答えた人の合計は18.2%で、「やや不十分、不十分」の合計は31.8%でした。
- ボランティア団体アンケートでは、活動上の課題や問題点として、「新しい会員が入って来ない」と答えた団体は60.0%、「会員が高齢化している」とした団体は55.0%となっています。
- このように、市民アンケートでは約5割の人が、地域や自治区の手伝いやボランティアに参加すると答えていますが、本市のボランティア環境については不満の声の方が多くなりました。
- また、多くのボランティア団体からは、新しい参加者がいないという指摘があります。
- ボランティア活動の充実を図るため、ボランティアニーズの把握と情報発信が大切です。

◆基本方針◆

- ボランティアニーズの把握や情報提供を進め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | ○地域の色々な課題に興味を持ち、ボランティア活動への参加を心掛けます。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | ○ボランティア活動の楽しさなどを積極的にPRし、多くの市民が活動に参加するように呼びかけます。 |
| サービス提供事業者 | ○ボランティア情報を入手し、利用者の生活支援に活用します。 |
| 社会福祉協議会 | ○ボランティア・市民活動センターの活動強化を図ります。 ○常総ボランティア連絡協議会の活動や情報紙「たんぼぼ」の発行などを支援します。 ○災害時には、災害ボランティアセンターを運営します。 |
| 行政（市）の取り組み | ○社会福祉協議会と連携し、市民のボランティア活動の促進を図ります。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|------------------------|--------------------------|
| ボランティア活動への支援《拡充》 | ○市民のボランティア活動への支援を行います。 | 社会福祉課、 幸せ長寿課、 こども課 |

(5) 地域福祉の担い手づくり

◆現状と課題◆

- 地域福祉の推進には、行政やサービス提供事業者のほかに、多様な担い手が必要になります。
- 担い手の育成には、地域福祉に関する啓発活動や情報提供が欠かせません。
- 市や社会福祉協議会は色々な機会を通じて、地域福祉の情報提供や啓発活動を展開しています。その結果、地域福祉を進める考えとして「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合うのがよい」と答えた割合は70.9%となり、市民の7割以上は行政と市民が協力して福祉を推進していくことに理解を示しています。
- しかし、これから推進すべき「地域共生社会」という言葉について「聞いたことがある」は23.6%でした。近年の考えである「地域共生社会」については、残念ながら市民への普及はこれからのようです。
- 今後も地域福祉の推進のため、適切で粘り強い啓発活動や情報発信、さらには、市民に身近な具体的な情報提供が大切となっています。

◆基本方針◆

- 市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、福祉を我が事として関係を持ち続けることができる環境整備を目指します。

◆みんなの取り組み◆

| 主体 | 取り組みの内容 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民・自治区 | <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から福祉に関心を持つようにします。 ○ちょっとしたこと、些細なことから支え合う活動を進めます。 ○日々進化する福祉の理念や考え方について、家族や身近な人と話し合い理解を深めていきます。 |
| 民生委員・児童委員、ボランティアなど | <ul style="list-style-type: none"> ○日々進化する福祉の理念や考え方について、仲間や身近な人と話し合い理解を深めていきます。 ○自らの活動や福祉のことについて、口コミでどんどん発信していきます。 ○仲間を増やし、楽しくやりがいのある活動をします。 |
| サービス提供事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○利用者が福祉の理解を深めることができるようにします。 ○サービス利用者の生活課題を理解し、適切な支援やアドバイスを行います ○利用者のニーズに対応したケアマネジメントとサービス提供に努めます。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○「ふれあい・いきいきサロン」などを活用して、地域福祉の担い手となる市民を増やします。 ○ふくし祭りなど福祉が身近に感じられるようなイベントを充実します。 ○福祉意識の啓発を図るため、小・中学校や企業、団体などで「福祉出前講座」を行います。 |
| 行政（市）の取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○市民の福祉意識の向上に向け、啓発活動や情報発信を行います。 |

◆具体的な市の事業◆

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|-------------------------------------------|-------|
| 福祉意識の向上《継続》 | ○あらゆる機会を通じて、地域共生社会の実現に向けた市民の福祉意識の向上を図ります。 | 社会福祉課 |

◇◆ 第5章 ◆◇
計画の推進と目標指標

(中扉裏)

1 計画の推進

(1) 地域福祉意識の普及・啓発

地域福祉計画の推進にあたっては、一人ひとりの市民が福祉に興味を持ち、「地域共生社会」の実現に共感し、地域福祉活動に参加したいと思えるようになることが大切です。福祉を「我が事」と理解し、課題解決に主体して行動できる市民を増やしていくことが必要です。

そのため、市行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、常総市介護予防推進員、常総市シルバーリハビリ体操指導士の会、サービス提供事業者など、地域福祉の中心的担い手となる組織や団体は、意識的に自らの行動や成果を社会にPRすることに努め、多くの市民の共感を得ていく努力が求められています。ともすれば、福祉に携わる人たちは自らのPRが苦手な側面がありますが、これからの福祉を取り巻く困難な状況に対処するためには、一人でも多くの理解者と参加者が必要となっています。

(2) 市民協働による計画の推進

福祉課題が複合化、多様化する福祉ニーズに対応していくためには、市民と行政、関係機関が一体となった福祉のまちづくりを推進していくことが不可欠です。

本計画においては、だれもが『健やかで 幸福を分かち合うまち』の実現に向けて、『自助』市民の役割、『共助』地域・団体の役割、『公助』行政（市）の役割分担により、それぞれの立場で協力し合う「協働」による推進を基本とします。

そのため、社会福祉協議会を始めとして、民生委員・児童委員、常総市介護予防推進員、常総市シルバーリハビリ体操指導士の会、ボランティア、自治区などと協働して計画を推進します。

このような市民協働による計画の推進を図りながら、市民一人ひとりが本計画の趣旨や地域福祉の理念に共感し、少しでもできることから福祉活動に参加してくれることを期待しています。

(3) 計画の点検・評価

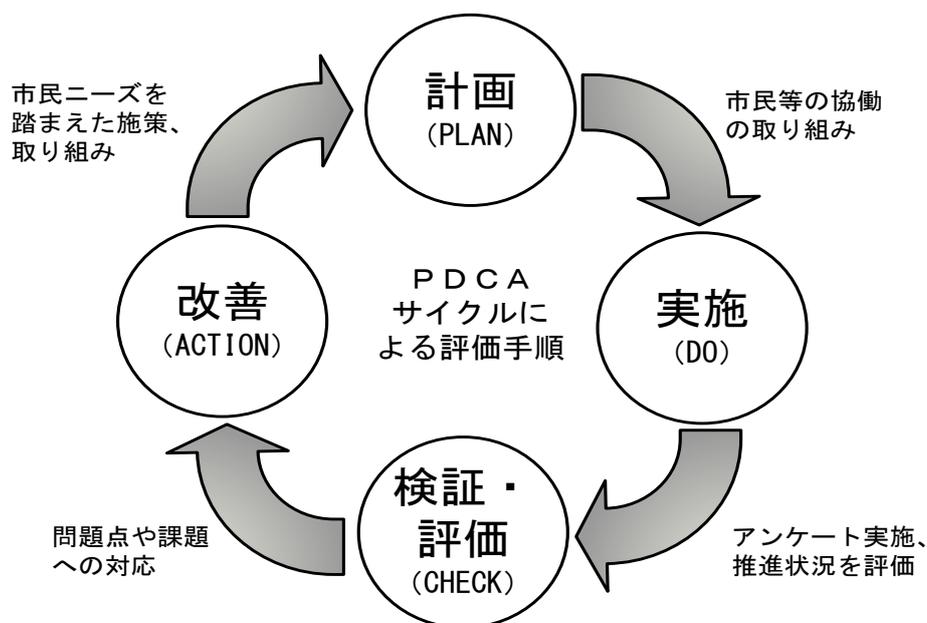
本計画の進捗状況を常に把握し、毎年度の取り組みを推進していきます。

また、計画の見直し時に合わせて、市民の福祉意識を把握するアンケート調査を実施し、総合評価を行います。

さらに、重点とする取り組みの進捗状況や総合評価を踏まえて、地域福祉の課題等を検証し、新たな計画の見直しを進めます。

これらの点検・評価は地域福祉計画推進委員会において報告され、検証や見直しを行うものとなります。

■ PDCAサイクルによる評価手順のイメージ



2 目標指標

本計画の推進にあたっては、「地域共生社会」の地域づくりを進めるため、市民の福祉意識の啓発や理解促進、福祉に関する情報提供の充実などを重視しています。本計画の進捗状況を客観的に把握する指標として、今回実施した「常総市地域福祉アンケート」の中から目標指標を設定します。

指標の検証は、第4期常総市地域福祉計画を策定する際に実施するアンケート（令和6年度予定）によるものとします。

□ 常総市地域福祉に関するアンケートによる指標

【指標①】 民生委員・児童委員の認知度を高める。

| 地域で困っている人を見逃さないために取り組む指標です。 | 現状 (2019 (令和元)年度) | 目標 (2024年度) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 問 あなたは、担当地区の「民生委員・児童委員」をご存知ですか。(1つに○) 「1」担当している人の名前や顔も知っている。 「2」担当している人の名前は知っている。 「3」担当している人は誰か知らない。 「4」はじめて聞いた(知らなかった)。 | 「1」+「2」 回答 30.7% | 「1」+「2」 回答 40.0% |

【指標②】 社会福祉協議会（社協）の認知度を高める。

| サービスの切れ目と隙間のない支援に取り組む指標です。 | 現状 (2019 (令和元)年度) | 目標 (2024年度) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 問 あなたは、「常総市社会福祉協議会（社協）」をご存知ですか。(1つに○) 「1」名称も事務所の場所も知っている。 「2」名称は知っているが、場所は知らない。 「3」名称も場所も知らない。 | 「1」+「2」 回答 71.9% | 「1」+「2」 回答 80.0% |

【指標③】 「地域共生」の考えを普及する。

| だれもが安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向け取り組む指標です。 | 現状 (2019 (令和元)年度) | 目標 (2024年度) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------|
| 問 『地域福祉』を進めていくにあたり、あなたの考え方に最も近いものはどちらですか。 (1つに○) 「1」家族や親せきが面倒をみればよい。 「2」行政(国や自治体)の責任で行うべき。 「3」行政と市民が協力し地域で支え合う。 「4」その他 | 「3」回答 70.9% | 「3」回答 80.0% |

【指標④】行政と市民が協力し地域で支え合う意識を高める。

| だれもが安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向け取り組む指標です。 | 現 状 (2019 (令和元)年度) | 目 標 (2024年度) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------|
| 問 『地域福祉』を進めていくにあたり、あなたの考え方に最も近いものはどちらですか。 (1つに○) 「1」 家族や親せきが面倒をみればよい。 「2」 行政（国や自治体）の責任で行うべき。 「3」 行政と市民が協力し地域で支え合う。 「4」 その他 | 「3」 回答 70.9% | 「3」 回答 80.0% |



◇資料編◇

(中扉裏)

策定経過

| 時 期 | 内 容 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 令和元年 8 月 5 日 | 第 1 回策定委員会 |
| 令和元年 9 月 19 日～ 令和元年 10 月 25 日 | 各種アンケート実施（①市民、②民生委員・児童委員、③自治区長、④常総市介護予防推進員、⑤ボランティア団体） |
| 令和元年 10 月下旬～ 令和元年 12 月上旬 | 計画素案の作成 関係部署との調整・計画素案の修正（①） |
| 令和元年 12 月 9 日 | 第 2 回策定委員会 |
| 令和元年 12 月中旬～ 令和元年 12 月下旬 | 関係部署との調整・計画素案の修正（②） |
| 令和元年 12 月 20 日～ 令和 2 年 1 月 24 日 | パブリックコメント実施 |
| 令和 2 年 1 月下旬～ 令和 2 年 3 月上旬 | 関係部署との調整・計画素案の修正（③） |
| 令和 2 年 3 月 9 日～ 令和 2 年 3 月 17 日 | 第 3 回策定委員会（※） |

※ 新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、書面により開催しました。

設置要綱、委員名簿

常総市告示第10号

常総市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年6月17日

常総市長 神 達 岳 志

常総市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年律第45号。以下「法」という）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を聴取するため、常総地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるものほか地域福祉計画の策定に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健、医療、福祉等に関する団体に属する者
- (2) 地域福祉に関する知識及び経験を有する者
- (3) 関係行政機の職員
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるものほか市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第3条第2項の規定による委嘱又は任命の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第3条第2項の規定による委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見聴き、又必要な資料提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、正当な理由がなく、委員会の業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布日から施行する。

常総市地域福祉計画策定委員会委員名簿

令和元年8月5日現在

◎委員長 ○副委員長

| No. | 機関・団体名 | 氏名 |
|-----|------------------------|---------|
| 1 | 社会福祉法人常総市社会福祉協議会副会長 | 中山 美代子 |
| 2 | 社会福祉法人常総市社会福祉協議会副会長 | 中川 智雄 |
| 3 | 常総市水海道地区民生委員児童委員協議会副会長 | 中久喜 幸男 |
| 4 | 常総市石下地区民生委員児童委員協議会副会長 | 増田 眞弓 |
| 5 | きぬ医師会病院事務部長 | 川田 寛之 |
| 6 | 社会福祉法人かしわ学園施設長 | ○中川 哲人 |
| 7 | 社会福祉法人東雲会 よしの荘施設長 | ◎久松 美三雄 |
| 8 | NPO 法人あうんの会理事 | 中莖 道夫 |
| 9 | 常総ボランティア連絡協議会運営委員 | 永瀬 菊江 |
| 10 | 常総ボランティア連絡協議会運営委員 | 飯田 博美 |
| 11 | 常総ボランティア連絡協議会運営委員 | 鶴見 美智子 |
| 12 | 常総市自治区長連絡協議会会長 | 篠崎 孝之 |
| 13 | 常総市自治区長連絡協議会副会長 | 古矢 邦夫 |
| 14 | 常総市更生保護女性会会長 | 岡本 恵美子 |
| 15 | 常総市地域女性団体連絡会会長 | 武藤 智子 |
| 16 | 常総広域市町村圏事務組合水海道消防署長 | 鈴木 美知夫 |
| 17 | 社会福祉法人常総市社会福祉協議会事務局長 | 細谷 悟志 |
| 18 | 常総市保健福祉部長 | 吉原 克美 |

(順不同)

第3期常総市地域福祉計画

令和2年3月発行

〔発行〕 常総市
〔編集〕 常総市 保健福祉部 社会福祉課
〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3
電話 0297 (23) 2111 (代表)
